

令和元年 第3回天城町議会定例会

第 2 日

令和元年9月4日（水曜日）

令和元年第3回天城町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

昇 健児 議員

平岡 寛次 議員

秋田 浩平 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井恒利君 議会事務局書記 宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	基田雅美君	会計課長	張本康二君
社会教育課長	神田昌宏君	総務課長	米村巖君
税務課長	岸恭聖君	企画課長	前田好之君
保健福祉課長	碓本順一君	建設課長	昇浩二君
水道課長	柚木洋佐君	農業委員会事務局長	上松重友君
農政課長	福健吉郎君	農地整備課長	大久明浩君
町民生活課長	森田博二君	商工水産観光課長	祈清次郎君
選挙管理委員会書記長	山田悦和君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（武田 正光議員）

これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（武田 正光議員）

日程第1、一般質問を行います。
5番、昇健児君の一般質問を許します。

○5番（昇 健児議員）

町民の皆様、おはようございます。9月に入り、これから毎週、各所で運動会や体育祭が開催され、同時にサトウキビの夏植え、バレイショの植付準備とだんだん忙しくなる時期となりました。まだまだ残暑も厳しい中、熱中症などならないよう御自愛ください。

それでは、先般通告しました3項目、4点について質問いたします。

1項目め、観光行政について。

その1、与名間海浜公園の利用促進のための環境整備について。

2項目め、定住促進について。

その1、空き家対策事業の推進状況について。

その2、高校生の都市部への流出対策について。

3項目め、町有財産について。

その1、町有地の有効活用について。主にB&G周辺、秋利神キャンパスパークの計画はないか。

以上、3項目、4点において執行部の前向きな答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。それでは、昇健児議員の御質問にお答えいたします。

観光行政について、その1、与名間海浜公園の利用促進のための環境整備についてということでございます。お答えいたします。

与名間海浜公園の環境整備につきましては、海開き、そしてトライアスロン大会、そして夏場のシーズン中を中心に、シルバー人材センターにその環境整備を委託しております。また、いろんな場面で必要に応じまして、職員、そしてまた雇用の人夫の皆さんで対応しているところでございます。

本町の観光拠点施設でもあり、このたびリニューアルされましたB&G海洋センター艇庫の利用も好調であります。観光客やその利用者に不便を来さないよう、さらにはイメージダウンとならないように、みんなで連携し、環境整備の強化に図ってまいりたいと存じております。

定住促進について。その1、空き家対策事業の推進状況についてということでございます。お答えいたします。

空き家対策事業につきましては、空き家等の有効活用を促進するために、町のホームページ等で空き家の情報提供を行っているところでございます。

現在、町単独事業で天城町空き家改修費補助金交付事業を実施しておりますが、平成30年度の実績につきましては、5物件の改修を行いました。407万2千円を交付しております。

定住促進について。その2点目、高校生の都市部への流出対策についてということでございます。お答えいたします。

高校生の進路につきましては、ほとんどが進学、そして就職のために島外へ出ているのが現状だと認識しております。将来、天城町に帰ってきて活躍したいと思える仕事の創出、身につけたスキルを活かせる企業支援、あわせて住環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、町有財産について。その1、町有地の有効活用について、主にB&G周辺、秋利神キャンパスパークの計画はないかということでございます。お答えいたします。

B&G周辺ということではありますが、総合運動公園、あの一帯のことを御指摘かというふうに理解いたしてお答えいたします。

B&G周辺の町有地につきましては、町民体育祭、トライアスロン大会、各種スポーツ大会の駐車場等として現在利用しております。総合運動公園陸上競技場と御指摘の町有地の間に国有地があります。その取得、そして総合運動公園と一体的な活用方法ができればと考えているところでございます。

秋利神キャンパスパークにつきましては、なかなか管理も行き届かなく利活用がうまくなされていないというふうに認識しております。専門家等にも御意見をお聞きしながら、その利活用策について考えていきたいと思っております。

以上、昇議員の御質問に対してお答えいたしました。

○5番（昇 健児議員）

では、引き続き、質問をしてまいりたいと思います。

与名間海浜公園は、島内でもトップクラスの景観もよい整備された海水浴場だと思っております。他町からもお客さんが来ていますし、来年夏、世界自然遺産登録ともなれば、これからますます来場者がふえるだろうと思ひ、この質問をさせていただきました。

先日、何度か現場へ行き、気になった点が4つほどありましたので、順次質問をしてまいりたいと思います。

まず1点目が、シャワー室の清掃状況についてですが、現在どのような形で清掃はなされていますでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

お答えします。

与名間海浜公園のシャワー更衣室の清掃状況であります。毎年、夏休みシーズンには、レジャープールの監視員を雇用しております。この方たちに毎朝、シャワー室、トイレ等のまず清掃・点検を行い、その後、お客さんが来場するとプールの監視作業、そしてプールの閉園になりますと、また点検、後片づけ、後始末というように行っております。

シーズンオフにつきましては、与名間海浜公園全体を含めたシルバー人材センターへの環境整備の委託と、また職員による点検や必要に応じた対応をとっております。

○5番（昇 健児議員）

私が気になったのが、シャワー室内への砂の堆積、そして、これは多分排水状態が悪いんじゃないかと思うのですが、これはちょっとカビのようなおいがこもっているような、そういう感じがしたものですから気になったんですけれども、その排水状況の確認などはされていませんか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

議員が御指摘のようなことは、これまでも何回かございました。それでシーズン前に排水の点検なども行っております。

また、梅雨時や湿気が多いときなどは、そういったカビが発生したり、それに伴うにおいが気になることもございました。その都度対応はしておりますが、いたらない点につきましては、今後徹底をしていきたいと考えております。

○5番（昇 健児議員）

私がちょっと気になったのは、外に備えつけの水道があり、そこにホースが取りつけてあったものですから、中に引っ張り込んで砂の堆積をちょっと流せないかと

思ってやってみたんですけれども、そのホースが奥のほうまで届かないんですよ。

ですので、やはり隅々まで、現場を水で流したり掃除ができる状況にないのじゃないかなと思ったんですけれども、ぜひその辺、ホースの取りかえ、この辺はしたほうがいいんじゃないかなと。長いホースですね。女性のほうは、さらに遠くなりますから長目のホースでないと清掃が難しいんじゃないかなと思いました。

それともう一つ、そのカビのにおいの件についてなんですけど、排水が詰まっていることもあるでしょうけれども、部屋の中のその換気も、上にちょっと半窓みたいなものが東・西とあるのですが、閉まっている状況のように感じましたので、そこをあげるだけでも換気がよくなって、少しは解消されるのじゃないかなというふうに思いましたので、利用者に気持ちよく帰ってもらうためにも、この対策については、今申し上げた対策については必須だと思いますので、場合によってはその排水が改善されなければ工事を行ってでも、例えば、ためますをつくってそこに砂が流れ、一旦ためてすればすぐ管理もしやすいのじゃないかなと思います。ぜひその辺は対処していただきたいなと思います。

続いて2点目ですが、海水浴客が泳ぐ浅瀬に海藻など——海藻が主だと思うんですが、浮遊物が多くみられることがたまにあるんですけれども、そういったことは把握されていますでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

把握しております。やはり海でありますので、外洋からの漂流物、漂着物等がございます。定期的はこちらにつきましても、現場で見つけたときには処理をしておりますが、いたらないところもあったことは反省をしております。

昨日も台風後にそういったものが、トライアスロンのフィニッシュする砂浜のほうに打ち上がっておりました。回収を行いましたけど、今後またその都度——今シーズン中は、先ほど町長の答弁にもありました艇庫のほうも好調であります。艇庫のスタッフと我々商工水産観光課のスタッフのほうで連携をとって、海浜公園自体を見回り点検をしながら維持管理に努めていきたいと考えております。

○5番（昇 健児議員）

毎日発生するわけではありませぬので、今答弁があったようにシーズン中だけでも気がついたら、艇庫のほうに水上バイクもございますので、大変ですけれども、気がついたときには除去していただければなと思います。たまたまそういう日に、私が行ったときに海へ入った観光客からも残念な声も聞いたりしますので、やはりその辺はぜひチェック体制を整えていただいて除去していただきたいと、お願いしたいと思います。

続いて3点目についてなんですけど、日よけの設備を各所に増設できないかという

ことなのですが、あそこには子供たちを遊ばせるために来ている親も多いと思いますし、夏の日差しの強い中、1時間、2時間も監視のためそこになかなか座ってられませんので、水難事故を防ぐという意味でも必要ではないかと思ったんですが、どう感じられていますでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

与名間海浜公園、本町の観光拠点施設としまして、第3次整備計画を18年度から24年度にかけて行いました。総事業費は約4億3千万ほどかかっております。

その拠点整備事業の中でいろいろと施設の改修等を行ってきましたが、まだまだそういった日よけなるシェルターのような施設が足りないというのは感じております。臨時的にまたプールのほうで大型のパラソルを6つほど備えておりますので、海水浴されるお子さんを監視されるお母さん方に、無償で貸し出しすることも可能であります。

また、抜本的に24年度に第3次事業が終わっておりますので、もう間もなく10年が経過しようとしており、バースハウスを初め老朽化が見え始めてきております。また近い将来にはその辺の改修等を含めた整備が必要になってくるかと考えておりますので、そういった足りないところは、そういった計画に入れていきたいと考えております。

○5番（昇 健児議員）

現場でも幾つかそういう何というんですか、日よけの施設というか、そういうのもいい施設がありますが、やはり絶対数的にシーズン中は足りていないなというふうに思いますので、今答弁があったようにパラソルの貸し出しとか、そういったことも臨時的にはいいと思うんですけれども、これは大分費用がかかることですので、要望という形で先々事業を取り組めれば、ぜひそういったことも考えていただければと思います。

そして、次に4点目ですが、砂浜の増量または小石の除去はできないかということだったんですが、いろいろ調べたり聞いたりしてみますと、海砂というか白砂の導入は過去にもされているということで、入れても潮の流れや、または台風などによってどんどん南側のほうへ全部流されていくというふうに聞いたんですけれども、そうであれば、結局はまた追加しても無駄になるというような解釈でよろしいんですか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

お答えします。

砂浜復元工事を平成20年度にこの与名間海浜公園の観光拠点整備事業で行っております。トライアスロンのバイクトランジションとなる駐車場の前の砂浜であ

ります。以前は、岩礁がかなりございました。

その砂浜復元工事の後、21年度から3年間、砂のほうの搬入を海開き前に行っ
てまいりました。砂が定着するよという考えから突堤のほうを2カ所、出島と
その南側に設置しておりますが、なかなか専門家や、いろんな大学のほうのお知恵
を借りながら設計をしたり砂浜の工事を行ったのですが、残念ながら状況としては、
議員がおっしゃいました南側のほうに強い風や波があるときに持っていかれている
ような状況であります。

3年間入れましたが、費用もある程度相当かかりました。今のところは、臨時的
にその南側に行ったものを重機等でまた直す作業を必要に応じてやっておりますが、
十分に足りていないと感じております。

○5番（昇 健児議員）

そういう状況でしたら、また新たに持ち込むということも、何かいい方策がない
限りちょっと今するべきじゃないのかもしれないかなとは思いました。

それともう一つは、気になったのは小石が非常に多くて、自分なんか裸足で歩
くとけがをするんじゃないかなというぐらい小石が多いときもあったり、そういう
ことが気になって、この小石の除去、例えばすきとったり、なかなか一個一個を手
で拾うというのは大変なことです。そういったことができないものかなという
ふうに思ったんですけども、その辺は過去にされたことがあるのか、その辺の経
緯というか状況を教えていただけますでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

先ほどお答えしました平成21年度から3年間、砂を搬入した際には、ブルドー
ザーや重機等を使いまして、ふるいにかけて除去した経緯もございます。

現在、海開き前、トライアスロン大会前、シーズン中に商工水産観光課の雇用の
皆さんや、特に近年は町民生活課の海岸クリーンアップの作業の応援を受けながら、
イベント前等には人力であります。そういった除去を行っております。除去を行
いますが、やはり再三そのように小石等いろいろ海のほうから浮き上がっているよ
うな状況でありますので、その都度対応するしかないのかなと現在のところは考え
ております。

先ほどの砂浜の砂が定着しないということで、1点要因が考えられるのは、波打
ち際からの奥行きが短いというのが一つ考えられております。あの奥行きをもっと
長く緩やかに整備・改修できれば、ある程度は砂が通常の砂浜のように、三日月形
のように定着するのではないかなと考える部分もあるんですが、何しろトライアス
ロンのバイクトランジションの会場でありまして、そういったことが現実的には
難しいという状況でありますので、現在の砂浜の中でまた最善策を考えていきたい

とっております。

○5番（昇 健児議員）

現況を崩してまですることはないのかなど、今課長がおっしゃったように何かいい方策があれば、できればいいことかなというふうに思います。

いろいろ申し上げましたが、とにかくこの海水浴場、与名間海浜公園ですか、本当に多額の整備費もかけておりますし、本当に徳之島を代表する海水浴場だと思っておりますので、観光客や利用者が気持ちよく満足して帰れるような整備を、またこれから長い期間になりますけれども、なると思いますが、注意していただきたいと思いますという要望をしてこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、2項目め空き家対策事業の推進についてですが、建設課においては毎年のように住宅の建設もされておりますが、それでもまだ需要に対して住宅が足りない状況であります。なので、少しでも空き家の活用を進めていただきたいと思います、質問をさせていただきました。

まず1点目ですが、先ほどホームページの話がありました、天城町のホームページが新しく改正されています。見て思ったことが、まず空き家バンクの情報がちょっと探しづらいなというふうに感じました。トップページに暮らしの情報として幾つかの分野に分けて情報欄がありますが、こういう空き家バンクやハローワークの求人情報のようなこういう大事な情報は、そういう見つけやすい場所に持ってきてほしいと思ったのですが、わかる方は、高校生等はすぐに見つかるじゃないかというような意見もあると思うんですが、私を含め余りそういったことになれていない方なんかは、やっぱりトップページにわかりやすく載せてもらえると、すぐ見つけやすいと思うので、その辺はこう編成というかそういったものは可能なんでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

私もそのホームページを見ました。その中で入学とか卒業というトップページにあったのですけれども、果たしてあれが、年間を通じてトップページに掲載しているものなのかということで、担当とちょっと話をしましたら、その辺のところは臨機応変に入れかえは可能だということでありましたので、早速指示をしまして、入れかえをしてもらうような形で指示をしております。

○5番（昇 健児議員）

ありがとうございます。それと、あと空き家バンクの情報を見たのですが、その物件の内容を見ますと、物件の全景や台所・トイレの写真つきで、他町と比べても非常に見やすいと思います。思いますが、中身を見てみますと、登録件数が全て契

約済みになっていて、現在入居できる物件が一つもない状況になっていたのですが、実際、現状を全て契約済みで、その入れる物件というのが1件もない状況なのでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

平成30年度には16件の登録がございまして、そのうち4件が取り下げということになっておりました。12件につきましては全て貸し出しを行っております。

きょう現在、登録物件がゼロという、議員の御指摘のとおりゼロという形になっておりますが、今後引き続き区長さんとかいろんな地域の方々に御相談しながら、物件を出向いて行って、今後、登録リストに載せられる形で今後取り組んでいきたいと考えております。

○5番（昇 健児議員）

それだけやはり情報を載せればすぐに需要が、問い合わせがあって契約になるということで、それだけ需要があるということだと思っておりますが、今区長さんなどということがありましたが、その情報収集については、今おっしゃられたその区長さん、またはその地元出身の議員、また我々議員とか、あとその地元の役場職員など、そういうさまざまな方の情報を利用して集めて、そうすればいろんな情報がやっぱり出てくると思います。そういった形で、ぜひ事業のほうは進めていただきたいなとお願いしておきます。

それと最後に、所有者の中には、貸したくてもその築年数が古くて水回りの設備が整っていないため、人に貸せる状況にないという意見もよく聞かれるのですが、現在企画課で行っている補助事業があると思っております。その事業を活用すれば、十分に住める状況になる空き家も多いのではと思っておりますけれども、この事業は去年からでしたかね。この事業の去年、そして今年度、活用状況のほうはどうなっておりますでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

先ほど、町長のほうからも答弁がございましたけれども、去年の実績といたしましては、5件の407万2千円を補助金として支出してございます。

平成31年度につきましては、まだゼロ件という状況ではありますが、個々に御相談に伺った方が3件ありまして、今後この方々が事業導入するためには空き家バンクに登録をしないといけないことになっておりますので、その3件が空き家バンクに登録をして改修に入るものかと考えております。

○5番（昇 健児議員）

私のほうでも1件、地元でちょっとそういうことであれば検討してみたいなという方もいるのですが、この事業をやはり一般の方は知らない方も多いと思いますので、我々にもその責任はあるんですが、町民に広く周知して、1件でも多くその空き家バンクの登録家屋がふやせるように、ぜひ尽力していただきたいと、お願いしたいと思います。

もう一点の高校生の都市部への流出対策についてなんですが、少子高齢化の中、徳之島の将来において若者の定住促進は喫緊の課題だと思っております。一昔前は、人口も多くなかなか仕事がないという状況でしたから、仕事を求めて皆、都会へ出ていくのも仕方がなかったと思いますが、現在では状況も大きく変わり、求人数も徳之島全体で常時300人前後あり増加傾向にあるようです。ですので、若者に対する支援のあり方によっては、地元に残って就職する子もふえるのではと思います、この質問をさせていただきましたが、まず島内の高校生が島外へ出る割合と、その中でそのまま就職する割合、もしわかりましたらお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えをいたします。

平成30年度が、町内で卒業生が83名、地元に残る方が4名でした。平成31年度が、卒業生が101名、町内に残った方が3名ということで報告を受けております。

○5番（昇 健児議員）

そうですね、このぐらいだろうと思います。この中で就職する割合というのは、またもう少し都会のほうへ行って就職する方も多いと思うのですが、この子たちを少しでも多く島に引きとめられないかということなんですが、現在天城町で若者の定住促進を目的とした事業がありましたら、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

事業としてはございません。ですが、今後私が考えるには、地元で就職していただける方には資格取得の支援金のようなものを確保して、地元で就職していただける方に対しまして、資格の習得等々に係るものに関しまして助成金を支出できたらなというふうに考えております。

○5番（昇 健児議員）

そういう卒業の学生に対しては、今ところはないということだと思うのですが、私のほうでちょっと考えましたら、一つは奨学金の返済の免除、これは専門学生、そして大学卒業後の若者に対しての卒業後帰ってきた場合に免除になるということですよ。そういったことですか、あと結婚した若者には出産祝い金、こういっ

たものも天城町ではかねてより支援をしております。

そういった支援は、若者への支援はあるんですが、今課長のほうからこういった資格取得等の支援を考えているということがありましたが、それも非常にいいことだと思います。私のほうでちょっと考えた案とありますか、これが高校卒業後の天城町出身の若者に対する定住促進を目的としたピンポイントな支援ということで、例えば卒業後、地元天城町に住所を置き、そして就職をする子には、2～3年間、月2万円程度の支援をすとか、大きな予算を伴うことですがけれども、そのぐらいのことをしてでも若者の定住というのは地域にとってはとても重要なことだと思っておりますので、ぜひこの先、課長からの提案もありましたが、予算に余裕があれば、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、これは一つ町長のほうはどう思われておりますでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

非常に昇議員から、そういう建設的など申しますか、そういう積極的な御提案をいただいたことに対して大変うれしく思っております。

私たち、この議会ですらいつも議論するのは、いかにして地域にその定住促進をしていくか、そして地域の人口をふやしていくかということ、そして若い人たちをどうやってふやしていくかということにこれまで頭を悩ましてきたわけでありまして、そのような具体的な提案というものをいただいたということに対しては大変うれしく思っております。また、前田企画課長からもいろんなその技術の取得の支援とかそういったお話もありました。

またもう一つは、やっぱり一番大きなのは、そこで働く場をどうやって確保するかということもありますので、そこら辺を含めてみんな考えていきたい。そしてまた検討して、できればまた来年の当初予算の中で反映できることは反映していく、そういった形によりみんな若い人たちを島に残す。そしてまたやっぱり若い人ですので、1回は都会に出て、その都会というものはどういうものであるかというのも経験したい人もおるでしょうから、そういった方々がこう帰ってきたときにしっかりとその人たちを受け入れるような、そういった環境ができればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○5番（昇 健児議員）

やはり若者というのはその地域に活気をもたらしますので、ぜひそういう子たちをいろんな形で支援していけるような検討をお願いして、次の質問へまたまいりたいと思ひます。

次は、町有地の有効活用についてです。

まず私が気になったのが、B&G、体育館やスパークへ向かう入り口横の町有地で、ここは道路改良したときの余剰地のようですけれども、現在利用されている様子はありますが、何か有効活用する予定などはないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃっているのは、築山ですか。（「山があるところ」と呼ぶ者多し）議員の皆様方のボランティアで草刈りをされたところだと思います。

今現在、我々が総合運動公園の整備事業をやっております。その中の範囲内からは外れている地域でありまして、現在のところその事業の中の事業は取り込めないという状況ではありますが、あのままではいけないというのであれば、また、いいアイデア等があれば検討をしていきたいなと思います。

○5番（昇 健児議員）

私個人的に現場に行って見ていろいろ考えてみたんですが、場所的に臨時駐車場的な活用が一番よいのではというふうに思っております。体育館、スパーク、野球場を利用するイベントのときは、大体こちら側の駐車場——奥のほうの駐車場を利用しますが、やはり足らなくなっているケースが多々あると思いますし、特にトリアスロンのときには、この今のその場所の駐車場が利用できれば、応援する方や、またその会場でいろいろ設営やらいろいろとされるその関係者にとっては、非常に便利な駐車場、臨時駐車場というか、駐車場になる場所だと思います。

改良するに当たっても、舗装まではせずに、その重機を使ってちょっと搬出はしないといけない——土の搬出は必要になると思うんですが、その整地と、あと出入り口、歩道になって入れない状況になっておりますので、その辺の工事だけでいいと思うんですが、そのぐらいでしたら、そんなに予算はかからずできると思うのですが、こういった案はいかがでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

ありがとうございます。以前は、高倉屋根式の展示場みたいなところの敷地もありました。そのほうの敷地は平らではなく、建設課のほうでも除草作業とかをやっておるところであります。

そういったところが利用できればというお話ですので、またその前の築山のところにはベンチ等もございまして、利用されているのかどうか、ちょっと夏場は暑いですから、陰もないところでもありますので、本当に有効利用ができればいいなと思います。また駐車場的なものができるのかどうか、また検討させていただきたいと思います。

○5番（昇 健児議員）

場所的に非常にいい立地になっておりますので、そのままでは本当にもったいないと思います。ぜひこの先いろいろ検討をして、この案のみならず、いろんな形で有効活用できるような形を検討していただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、もう一カ所ありますが、先ほど答弁の中であった箇所なのですが、総合グラウンドの東側の広い土地ですけれども、一昨年ほど前に購入した土地だと思いますが、現在では臨時的な駐車場としてたまに利用しておりますけれども、場所、そして広さ的にももっと有効的な利用も可能な土地ではないかというふうに思うんですけれども、一体的な活用というようなことですが、具体的にどのような計画なんでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほど町長から答弁がありました。今、昇議員がおっしゃっている土地につきましては、道路側沿いが購入した土地でありまして、あの広さの3分の1程度ですかね、町有地になっているのは。それであと総合運動公園側が国の持ち物で財務省の、白地という地目になっております。それで町長が答弁したのは、やはりその白地を払い下げあたりしながら、一体的な活用計画を出てきたときに使えるような土地利用をしたらということと答弁をさせていただいております。

だから、いろんな案がありましたら、先ほど建設課長がお話したように、いろんな一体型になったようなその公園、それから遊具がありますので、その辺も利用した中での一体型とした土地利用ができたという考えはしております。それで私たち総務のほうは、その土地取得に向けてまた一つ財務省と連絡をとりながらやっていきたいと思っております。

○5番（昇 健児議員）

3分の2が国有地である現状ということなんですが、その件をちょっと知らなかったんですけれども、一部だけかなというふうな形で思っていたんですが、ということはそれが解決しないと、私のほうでは、例えばこの先、きのうも話がありました世界自然遺産センターの誘致ですとか、またはドーム闘牛場、そして直売所の建設など検討している事業もいろいろあると思います。こういったものをそこにつくるというか、建設場所として考えているということでは現状はないということでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

有効的に今、昇議員からの提案の中でいろんな活用があれば、またそれに向けて、

また方向性を見出しながら、また皆さんと御相談をしながら進めていけたらと思っております。

○5番（昇 健児議員）

私個人的には、今のそういう臨時的な——取得できればの話ですけれども、臨時的な駐車場としてはもったいないという気がするので、例えばショッピングセンターの誘致ですとか、何かそのような人の集まる施設をつくってはどうかという思いがあるのですけれども、いろんな広く、これからまずはその取得をしないとどうにもならないことでしょうか、場所的に非常にあちらもいい場所を取得できれば広さもありますので、駐車場ということではなく何かいい施設をぜひそこにつくっていただきたいなという希望を申し上げて、こちらのほうはまた終わりたいと思います。

最後に、秋利神キャンパスパークについてなんですけれども、ここは過去にほかの議員からもいろいろな案が出ました。私も一度質問をしていまして、その当時はグラウンドゴルフ場にしてみてもどうかというようなことを申し上げたと記憶しているのですけれども、今回有効活用ということで、もう一度足を運んで現地に行き公園内を歩いてみたんですけれども、歩いてみて見れば見るほど、壊すにはもったいないなという思いが湧いてきまして、そこで聞いてみたいんですが、この公園整備の当時の総工費というのは、どのぐらいだったのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

申しわけありません。今、過去の事業の総工費等は、ちょっと調査してございません。

○5番（昇 健児議員）

相当額な金額だったのではないかと思いますけれども、そこで思ったのが、原型を残しつつ何か有効活用はできないものかと歩きながらいろいろ考えてみたんですが、一つ思いつきまして、それがキャンプ場として整備——軽微な整備ですけれども、してみてもどうかというふうに考えたんですけれども、それはなぜかといいますと、あのあたりは周りを山に囲まれていまして、朝夕は日光が遮られますので非常に涼しいです。与名間ビーチなどでもたまにバーベキューなどはしますが、めちゃくちゃやっぱり暑いです。

それと、秋利神には、山、川、海と自然が全てそろっていて、バーベキューやキャンプをするには非常に最適だと思いました。ただ車の進入路や焼き場とか、あとテーブルの設置とか、テーブルなどはあちこちありますけれども、そのバンガローなどにあるようなこうバーベキューの焼き場つきのテーブルとか、そういったものが整備されるといいのかなと思います。もしこれがいい形で整備できてうまくいけ

ば、南部地区の一つの活性化にもなるのかなというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員もおっしゃっているとおり、たびたび皆さんのほうから御提言をいただき、30年近くたつ施設であるというふうに考えておりますが、老朽化が進んでいるのはもう目に見えて私どもも認識しております。現在の私どもの作業の状況としましては、維持管理の方向でしか動いていないというのが状況であります。

議員のおっしゃるキャンプのできる施設等に改修できないかということでもありますので、いい案だというふうに私は思っております。そのためには、また事業等を選定しなければいけないのですが、この秋利神キャンパスパークにつきましても都市公園の事業からは外れておりまして、その事業は該当しません。

今現在、県の都市計画課の担当であったり、また他の公園の委託をするコンサル業者であったり、現場をコンサルさんには見てもらったりしながら、どういう活用ができるのか、ちょっとアイデアをくださいということで相談したりしております。

その中で議員のおっしゃるキャンプ場ですが、費用等はどのぐらいかかるかわかりませんが、そこら辺と、またキャンプに訪れる方等が、また将来的に何人ぐらい来るのかわかりませんが、費用対効果等を考えながら、でき得るなら何とか利用できるようにしていきたいなどは考えているところであります。いい御提案をありがとうございます。

○5番（昇 健児議員）

ぜひ、このまま毎年草刈り、除草についての経費をかけていくだけではなくて、それだけでともう本当にもったいないと思いますので、過去の私を含め、過去の議員の案も含めていろいろな案を検討しながら、一番今お話のあったような効果的な整備をしていただきたいという要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（武田 正光議員）

以上で、昇健児君の一般質問を終わります。

次に、1番、平岡寛次君の一般質問を許します。

○1番（平岡 寛次議員）

町民の皆様、こんにちは。そして、またあわせまして残暑お見舞い申し上げます。日中はまだまだ暑い日差しでございます。夏の疲れも出てくる時期だと思っておりますが、どうぞお体には御自愛くださいませ。

また、台風13号が発生し、接近中でもございます。町民の皆様におかれまして

は、万全の台風対策をおとり願いますようお願いいたします。

それでは、先般通告いたしました3項目、5点について一般質問をいたします。

1項目め、農政について。

1点目、へい獣処理施設の進捗状況について。

2項目め、台風緊急対応について。

その1点目、食料品の入荷対策について。

その2点目、農産物の出荷対策について。

3項目め、町政運営について。

その1点目、臨時職員の処遇について。

その2点目、会計年度任用職員制度について。

以上、3項目、5点について執行部の明確な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの平岡議員の質問に対して答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、平岡寛次議員の御質問にお答えいたします。

1項目め、農政について。その1、へい獣処理施設の進捗状況についてということでございます。お答えいたします。

へい獣処理施設、いわゆる死亡牛の処理施設でございますが、現在96カ月齢、つまり8歳以上の死亡牛については、家畜保健所におきましてBSE検査を行い、焼却処分をしているところでございます。それを下回る——年齢の若いということでもありますけれども、それを下回る死亡牛につきましては、農家個々で徳之島保健所の許可のもと、埋却処理を行っているのが現実でございます。

徳之島3町、農協、そして畜産の関係機関では、御質問の新たなへい獣処理施設の建設については必要であるということで共通認識をいたしており、現在、徳之島総合営農推進本部畜産部会において協議をしているところであります。

また、民間の廃棄処理業者から、へい獣処理施設の整備計画についての御提案がありますので、先ほどの畜産部会において民営の方式とするか公営方式で整備するかということで協議をしておりますが、早急に決定していくそういう時期に来ているというふうに考えております。

2項目め、台風緊急対策について。その1、食料品の入荷対策についてということでございます。お答えいたします。

去る台風9号及び台風10号により、8月7日から10日間、船便が欠航いたしました。離島であるがゆえ、船舶の欠航が続き、食料品、生活必需品が品薄となり、

島民の方々は大変な不便または不安を来したところでございます。

食料品の入荷対策については、それぞれ個々の事業所が行ってきているところですが、今後このような事態についてどのような対応ができるのか、関係する関係機関とも考えていかないといけない、そういう教訓を得たと考えております。

台風緊急対策について。その2点目、農産物の出荷対策についてということでございます。お答えいたします。

農産物、特に出荷最盛期を迎えたマンゴーが、10日間にも及ぶ船便の欠航で出荷ができずに、生産農家は大きな打撃を受けたところでございます。先ほどの食料品と同様でございますが、このような事態の対応として、例えば航空便が利用できるのかなど、生産農家、そして航空会社、そしてまた関係するみんなで検討していきたいと、そのように考えております。

3項目め、町政運営について。その1、臨時職員の処遇についてということでございます。お答えいたします。

臨時職員につきましては、嘱託員に係る就業規則等、また筆耕事務員に係る就業規則がございしますが、それに基づいて処遇を行っているところでございます。

2点目、会計年度任用職員制度についてということでございます。お答えいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、働き方改革関連法案が順次施行され、2020年（令和2年）4月1日から会計年度任用職員制度というものが施行されることになっております。

今回の地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨は、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を明確化すること、また会計年度任用職員に対する給付についても規定を整備することとされております。

今回の9月定例会におきまして、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の制定を御提案させていただいております。そういう中で、来年度4月1日からの制度が施行されるのに伴い、対応していければというふうに考えております。

以上、平岡寛次議員の御質問にお答えいたしました。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時25分に再開いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。平岡議員。

○1番（平岡 寛次議員）

1回目の答弁をいただきまして、これから順次質問に移らせていただきます。

農政について。1点目、へい獣処理施設の進捗状況についてでございます。

この件は、3月議会においても質問をしているところでございます。そのときの御答弁は、3町の課長レベルでも早急に検討していくと。そしてまた31年4月——今年度4月から96カ月未満が埋却の処理対象になるということも、この3月議会でお聞きをしております。

また、あわせて、この3月議会において、建設経済厚生常任委員会の意見として執行部のほうに意見書が出されております。幾つかの意見の中で、建設経済常任委員会としてへい獣処理施設の建設は徳之島3町喫緊の課題である。徳之島3町で早急に連絡協議会を設置し、建設に向けて推進すべきであるという委員会の意見も出されているわけですが、96カ月未満が埋設処理という対象に引き上げられて、畜産農家はさらなる負担になっていると考えております。

3月以降、総合営農推進本部畜産部会、この部会が何回ほど開催されて方向性や具体策などその進捗はどうなっているのか、また幹事会の協議はどうなっているのか、このあたりを御説明をお願いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

このへい獣処理施設につきましては、平成29年度の9月、久田議員のほうからも提案がありまして、それから以後、協議を進めているところでございます。

ただいまの御質問ですが、その営農推進本部の畜産部会におきましては、それ以前にもこの死亡獣畜の処理適正化に関する検討会なるものは、26年から行ってきております。

そういう中で、直近でいいますと、31年の今年度のことしの2月に畜産部会においてのそういった議論がなされ、また4月の23日には営農推進本部の総会がございましたが、その場でも私のほうから3町長それぞれのトップクラスが集まる中でも、31年度——令和元年度においては、この死亡獣畜に係る議論は進めていきますという報告もしております。

その後、5月9日には、競り市場でそのBSEが引き上げられたということの報告もしながら、この死亡獣畜対策の件も話しております。また6月の26日には、3町の課長、いわゆる営農推進本部の幹事会が持たれました。また翌7月16日には、町長も含めた形でそのような会議を持っております。

○1番（平岡 寛次議員）

このあらゆる畜産部会、それから幹事会、このあたりの協議は、議事録などはおとりになっているのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

協議の事務局については、今現在は徳之島町でございますが、議事録なるものとはっておりません。ただその会議の場でしっかりとそれぞれ確認するということは行っておりますので、3町並びに関係機関それぞれの共通認識のもとに今動いているところでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

畜産農家にとっては、大変大事な協議会、幹事会であろうかと思えます。そういう大事な会議においては、やはり事務局として議事録をきっちり残していくというのが大切ではないだろうかと思ったりもしております。

それから、先ほど1回目の答弁で公的な施設の方向なのか、また民間のほうに委託をするのか、そういう町長の答弁がございましたが、そのあたりはどのような内容になるのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

ある産業廃棄物処理業者の方から、ことしのたしか4月ごろだったかと思えます。そういった施設をつくりたいという申し出が、それぞれの町に対して来庁されて話がございました。そういったところも受けての6月の幹事会でありました。

その民間でつくるということに対して、民間活力も活用ということで非常にいいことではあります。ただ、その際ちょっと処理料金、その成牛の処理料金が、今現在は沖永良部と与論町にそのような施設がございまして、その料金とちょっとかけ離れて高いということもあります。

それにまた、その段階ではまだ公営方式でいくということも決定はしておらず、その辺、今現状としては町長の答弁にありましたように、その民間の方の方式でいくか、また公営でいくかということについて、民間のその廃棄物処理業者の方とのヒアリングを一度行った上で決定していきたいという今現状でございます。

○1番（平岡 寛次議員）

今の答弁の中に民間の業者、いわゆる産業廃棄物処理の業者というお話が、答弁がございましたが、この死亡牛をいわゆる産業廃棄物と定義づけての話が進んでいるように伺えます。しかも、その業者1社のみ——課長、1社のみということでは今のところよろしいのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今現在、1社のみでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

今、その協議を進める中で、公的な公営の方向でいくのか民間活力なのかというところ、まだ民間活力を今課長が言われますとおり利用するということは非常にいい方向性だとも思えるんですが、指定管理者制度みたいな行政が一つの箱物をつくって、そのそれを委託していくという方向とは全く違う方向であります。

しかも、徳之島3町で1社だけという——1社だけと今交渉をしてヒアリングをして進めていく、こういう独占的な方向性というのはいかがなものかなと。なぜその幹事会、営農推進本部の中でこの1社だけが名前が挙がってきたのか、何かこう推進本部と関係のある業者ではないか、そのようにも感じられるところであります。

民間活力を使っていくという方向で決まれば、これは3町で大きく公募を募っていくのが私は本来の姿ではないかなとそうも思うわけでございますが、さて、その1社の今出ているお話の中で1頭当たりの処理料、これが幾らで試算されて、いろんな試算の内容も資料が出ていると思うんですが、1頭当たりの処理料が幾らになるのか、お聞きします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

その業者のほうからいろいろ計画、収支概算書というものが提出されております。

12カ月齢以上で焼却費用が12万円で、4カ月から12カ月齢が6万円、ゼロ歳——胎児を含めてゼロから3カ月までが3万円ということでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

今、成牛についての処理料をお伺いしました。大変高額な処理料金と思わざるを得ません。1社だけが手を挙げてこられて、1社と今から話を進めていく。余りにも独占すぎる。しかも1頭当たりの処理料、大中小あろうかと思いますが、成牛については12万円、余りも高いと思いますが、町長、その状況をいかがお思いでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

このBSEの問題につきまして、私がうちの農政課長に一つ尋ねたことが1件あるんですね。やはりこれまで県がやっていたその焼却処理をそれが年齢が引き上げられるということは、県の焼却頭数が減るということでありますので、今もって、今稼働している焼却施設が毎日稼働しているのでなければ、いわゆる今はやり

の言葉でいけばシェアといいますかね、分け合って、法律に基づいたその県がやる、焼却する、あいているときに我々がそれを使ってやるという方向が可能ではないのかということをお前は聞いたら、それはだめだと言うんですね。

それは、なぜだめなのかちょっとわからないところもあるんですけど、これまでやっている焼却頭数が減るのに、減るということはその施設は余裕があくということだとお前は認識したわけですね。それができないものだろうかというのが一つあって、それはだめだと言うから、そうですねという話になりました。

今言っているそのある一業者が提案されてきたということではありますが、私は今、平岡議員のお話を聞いていて、もしそれで決めたというわけではなく、その向こうのほうから提案してきたということでもありますので、もしそういう民営型でいきましょうということであれば、広く公募をして、そしてまたそういう中で話し合うというのは、私は全然問題はないんじゃないかなというふうに私は考えます。

あとは、なぜその与論、永良部がこんなに早くもう稼働しているのに、一番その頭数が多いであろう我が徳之島がこんなに後手に回っているのかというのが、ちょっと私の中では一つまだ理解できないところがあるんですけども、そこら辺がやっぱりその農協さん、それから共済組合さん、我が行政がしっかりそこに向き合っていくという姿勢が、少し欠けていたんじゃないかなというお前は認識をしております。

そういう中で、やっぱり農家にできるだけ負担をかけない——ある程度やっぱり負担をかけないといけないでしょうけど、できるだけその負担を軽くする。できれば与論や沖永良部のものと並ぶか、そこと同じような負担感というのが大事ななお前は今現在考えておるところであります。

その今おっしゃった、うちの農政課長が言った1頭当たりの処理料金というのは、お前は高いと思っています。もし交渉するのであれば早く話をしなさいということなんですけど、今現在聞いたらまだやっていないというから、少し、いわゆる私の言うスピード感ではないなとお前は考えているところです。

○1番（平岡 寛次議員）

今の町長の御所見をいただきましたけれども、やはり長年の懸念であります。懸案でもございます。与論島、沖永良部島では、おっしゃられるとおりの施設は既に稼働しているわけでもございまして、早急に方向性を持っていかなければいけない。また予算が必要であれば、早目に予算措置、予算要求もしなければいけないという時期に来ているのではないかなと同時に思うわけでもございますが、先ほど課長のほうから1頭当たり12万円、本当に畜産農家の足元を見ているとしか言わざるを得ない。畜産農家の経営において、今競り価格は顕著に高値を維持しているわけな

んですが、余りにも与論島、沖永良部島と比べて処理料が高いわけでございます。

民間の法人企業、いわゆる産廃業者どの業者もですが、往々にして営利企業、営利を利益を求めていく、そういうのが民間の企業でもあるわけです。そこにはいろんなノウハウを持って、経費を抑えながら利益を追求していくというのが民間企業であるわけですが、仮に民間でこの話が進んでいって、損失が発生するというふうな事態も考えられないでもないわけです。その今御提案をしてきている業者に対する補助、助成等の話はあるんでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほどの概要書の中では、先ほど成牛が12万と申し上げましたが、そのうち、これは一方的な向こうの概算書でございます。町に4万円で、JAに2万円補助をしていただきたいた。農家負担を6万円にしたいということでございます。同じく4月から12カ月齢についても1万8千円の町補助と1万2千円の農協補助、ゼロ歳から3カ月についても町に6千円、JAに4千円という、基本的に2分の1は農家負担、2分の1は町とJAでお願いしたいというようなことでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

まさしくそれが目的で、民間企業、営業を進めたいという思いであろうかと思えます。

今、その民間企業、産廃業者がおっしゃる助成の額を今課長からお聞きしましたが、こういう額を助成をするのであれば、今徳之島で600頭、700頭という死亡牛が発生するわけです。年間でいけば何千万の助成を産廃業者は要請をしてくている状況にあるわけです。この話を進めていくという中でこれは大きなポイントになろうかと思えます。どうぞ、そのあたりをしっかりと踏まえて今後の協議に進めていただければなと考えております。

死亡牛が産廃であるという定義を求めるのであれば、産廃の排出者——産業廃棄物の排出者は農家になります。農家でもってマニフェストを起こして、そしてそれから業者で焼却をしていくということになると思えます。農家で排出をする、産廃処理をする、この産廃の処理を島外で処理は可能でございましょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

島外、鹿児島県におきましては、鹿児島本土に9工場、これ民間の工場ですが、会社としては8社ございます。これは化製場等という施設でございます。化製場と、今お話ししている死亡獣畜の処理施設、これはちょっと若干違いまして、化製場になりますと、その死亡した牛の皮ですとかいろんな部位を取ったり、また飼料にし

たり餌にしたりと、そういうことをする施設なんです、そういうところがござい
ます。

聞いたところ、種子島だったか、これは定かじゃありませんが、種子島は鹿児島
のほうに海上輸送しているということでもあります。ただ、徳之島から成牛であれば
500kg、600kgです。そういったものをそのほうに海上輸送で持ち込むとい
うのは、非常にちょっと難しい話かなと思ったりもしています。

先ほど議員からもありましたが、今30年度なんですけれども、徳之島三町にお
いては、死亡牛が687頭いるところです。そのうち95頭はBSEの家畜保健所
において焼却されますが、残り約600頭近くが、今保健所の特別埋却許可をいた
だいて埋却する頭数ということでございます。

先ほどの質問に戻りますが、そういった海上輸送でそこまで持ち込むというのは、
議論はしたんですが、まだ相手先にもそういった具体的な相談はしていませんし、
ちょっと難しいんじゃないかという結論に至っています。

○1番（平岡 寛次議員）

この産廃処理、1頭当たりの12万円という料金、非常に高過ぎる。その方向で
行くのかどうか、まだ決定はしていないと思いますが、産廃業者においても、この
設備を、焼却設備を投資するに当たって、初期投資は相当大きなものがあるか
と思います。今御提案をしているこの1業者は、もう既にその設備投資はされてい
るのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まだ、その設備投資は行っておりません。

○1番（平岡 寛次議員）

わかりました。産廃業者が、この死亡牛を焼却していくという、その御提案、初
期投資も大きいでしょうし、また、あらゆる法的な基準をクリアしなければなり
ません。財政的にも大変厳しいのではないだろうか。そのために助成を公共のほう
に求めてきているのではないだろうか。非常に不安定な要素が往々にしてあろうか
と思います。そういう中で、課長として、この公的な設備が望ましいのか、民間の
方向が望ましいのか、課長の御所見、お伺いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほど、近いところで沖永良と、また与論町と、また喜界町にも、喜界町は、ま
た民間の建設会社がそのような焼却施設を整備してあるようでございます。

しかしながら、沖永良部と与論の規約とかそういったものも取り寄せてございま

す。向こうにつきましては、先ほど料金のことを言いませんでしたが、与論については、成牛で3万3千635円、沖永良部については5万5千円という処理料金でございます。

そういった中で、その利用料収入で賄って行って、あと経費の部分で赤字になれば、町とJAがそこを補填するという形をとっております。

ちなみに30年度の決算の中で、沖永良がそこに補填した額は122万円、与論島が133万円ということであるようです。ですので、そういったことを考えると、当然利用料金も多少農家の方に相応の料金は負担していただきますが、そのような利用料収入でしっかりと施設は回していけないかというふうに思っておりますので、これは決定ではございませんが、私としては公営方式のほうが望ましいんじゃないかというふうに考えています。

○1番（平岡 寛次議員）

私のほうも課長の御所見に賛同したいと考えております。民間の方向で進めていくには余りにも不安定要素がありますし、また12万円という料金、こういった料金を提示されますと、このへい獣処理という規制が、また逆戻りをして、農家はそうであれば、もう敷地内にまた埋却を使用という逆のことも考えられます。そういったところで、ぜひ公的な処理場の建設、こういった方向で話を進めていただければと御努力をお願いしたい。

また、公的な施設をつくっていくという方向になれば、適正な処理料金というものがあるかと思えます。公的な施設ほど持続可能な、そして畜産経営において農家が安心できる施設であろうと、そういうところがあると思えます。また、先ほど来、出ております沖永良部島、与論町の経過、実績などを十分に参考にさせていただいて決定すべき案件であろうと思えます。

以上、要請いたしまして、この件については終わりにしたいと思います。

続きまして、2項目め、台風緊急対応について。

1点目、食料品の入荷対策についてでございます。1回目の答弁を町長からいただいております。若干重複すると思えますが、質問をさせていただきます。

徳之島は外海離島、海上輸送は不可欠でございます。生活を支えるライフラインでもあることは、皆様周知のとおりでございます。事、台風が接近しますと船舶は欠航になる。また台風の色度によっては長期の欠航となります。それが先月8月の台風10号が典型的な事態であります。

台風10号は、中心のその勢力というのは、そこまで大きくはないんですが、強風域が1千kmと、そして南海上から徐々に上がってくるのかなと思えば、ゆっくりとしたスピード、これが長期化になるという典型的な夏特有の台風であるわけです。

が。しかも、この台風10号は、お盆前の長期欠航で町内の各店舗は品薄になり、町民の皆様はお盆の準備に大変苦慮したと思います。

昨今の気象予報は、以前よりも精度が高度化し、またインターネット配信においても的確に情報がとれる時代でございます。そういう時代の中で、船会社との運航情報を共有する、これが一番のポイントになるかと思いますが、船会社とまた行政、商工会、商業店舗事業主、このあたりが船の運航見通しというものを情報を一つ共有していただいて、欠航前の1、2便、その欠航するその前の1、2便を有効に利用して、食料品等の仕入れができればと思うわけでございます。

町内の店舗の貯蔵施設も手狭で、大量の仕入れが困難な状況であります。そこで長期の欠航が出て、町内の店舗事業者が大変となれば、緊急対策、非常時の対策として、冷凍、冷蔵、このコンテナを事前にリースして、平土野港周辺に設置をし、2日、3日、または3日、4日分の貯蔵対策はできないものでしょうか。これは長期欠航時の緊急対策としてでございます。スピードが速い台風であれば、2日、3日の欠航でおさまるのですが、ただこういうゆっくりとした台風、しかも強風域が大きいという台風、これからも発生しないとも限りません。そういう緊急な措置として対応できないものだろうか。商工会や、また各店舗事業主との情報交換を踏まえて検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

冒頭、町長の答弁にもございましたように、離島であるがゆえ、台風等により船舶が欠航いたしますと、食料品を初め、あらゆる生活物資の搬入が滞ります。特にことしの夏の先月の8号、10号の連続発生によって、約10日間ほど、その中に15、16、上り下り1便ずつの寄港はありましたが、かなり長期間にわたって欠航いたしました。御質問のように、町内、島内の店舗の棚は品薄となった状況で、住民の皆様には不便や不安を抱えたことだと思っております。

それで、これまで各離島類似市町村や本町におきましても仕入れ対策につきましては、各個々の事業所で行ってまいりました。御指摘のように、今後このような台風、長引く欠航がないとは限りません。それで、今、具体策としては、ここで申し上げることはなかなかできませんが、今後について、対策については、関係者とともに考えていきたいと。特に、本町につきましては、高齢者1人事業主による小規模店がほとんどであります。そういったところで商工会と連携をしながら、そういった緊急時の対応、負担割合や管理について、今後協議を進めていきたいと考えております。

さきの東日本大震災で国の農林水産省では、緊急時に備えた食料の安定供給対策推進事業というのを実施しております。食品産業事業者における緊急時に備えた取

り組みということではありますが、この事業を見ますと、震災ですとか大型災害によったものでありました。このような通常、毎年起きる台風につきまして、議員から御提言のありましたようなことを踏まえて、今後、協議を進めていきたいと、考えていきたいと思っております。

○1番（平岡 寛次議員）

船舶が、海上輸送が長期欠航いたしますと、町内の店舗の食料品が品薄になります。町民の方々は、その際、隣町へ買い物に出かけてまいります。徳之島町亀津には、大型店舗が4、5店舗ございます。これは皆様、御承知のとおりでございますが、この大型店舗においては、大きな貯蔵施設を十分に完備しております。本町にも商工会専用の貯蔵施設があれば、町外への買物流出防止にもなるのではないかな、町民の不安、不便も払拭できるのではないかな、そういう思いがございます。

町長の施政方針に、「平土野港多機能港湾施設の実現」とございます。昨日この件について御答弁をいただいておりますが、今現在、基本構想策定などという運びとなっているとお聞きしましたが、まさに多機能型というのはどういうものであろうかと。総論で言えば、観光であったり、物流であったり、災害対策であったりと思えます。各論でいきますと、クルーズ船の入港、または定期船の入港バース、またはタンカー船、その他海上保安とか自衛隊の接岸できるバースと、こういったものの実現に向けてということになるわけだろうと思えますが、その多機能の中に、やはり貯蔵という災害時の緊急時の貯蔵という機能も、町長、私は含まれるものではないだろうと思いません。決して、食料品のみじゃなくて、食料品はもちろんのことですが、医薬品だとか介護用品など、そしてまた畜産用の飼料等の貯蔵機能、こういったものも入れてはいかがではないかなと考えるところでございます。ぜひ平土野港多機能港湾新設、この基本構想の中に、この貯蔵機能も含んでいただきますよう御提言、要請をしまして、この質問を終わりたいと思えます。

○議長（武田 正光議員） しばらく休憩します。13時から、午後1時から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平岡議員、質問を続けてください。

○1番（平岡 寛次議員）

それでは、2点目の農産物の出荷対策についてに移らせていただきます。

今期のマンゴー出荷量、売り上げの見通しでございますが、私が聞くところによりますと、例年の、昨年度の3割から4割の減とお聞きしております。これも台風10号による船舶の長期欠航、約10日間の出荷停止、このような事態において、生産組合、各農家は、冷蔵保管庫の確保に大変苦慮したそうでございます。その間、劣化が進み、商品として出荷ができないことが大きな要因の一つでございます。

このような現状を、農政課としては把握されているのでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今回の10日間ぐらいの船便の欠航というものに対して、特にマンゴーですが、出荷ができずに困ったということは重々承知しております。何件か聞き取りもしております。マンゴー組合のほうは、自分たちで所有している冷蔵庫で保管したとか、また、ある方は自前で業務用冷蔵庫があるということで保管したというところでございます。

しかしながら、通常、例年、3日、4日ぐらいの欠航であれば、品質低下もさほど大きくないんですが、10日間ほどということで、非常に炭素が入って品質が劣化したという話も聞いております。また、マンゴー組合のほうですが、先ほど議員がおっしゃったように、4割程度ちょっと出荷できずに困ったという話は聞いたところでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

昨日の一般質問の中でも出ておりましたけども、マンゴーは本町のふるさと納税の返礼品の目玉商品の一つでもあります。来年度以降もこのような台風が来て、このような事態が起きないとも限りません。町として、農家の生産意欲を減退させないためにも、また農家育成という観点からも、冷蔵保管施設の整備と、生産組合への、そしてまた農家への助成の手当等が喫緊に必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

このような欠航が続いたときの冷蔵設備なんですけども、これにつきましては、今まではなかなか具体的な要望がなかったところでございます。もし、マンゴー組合、またそれぞれの生産農家からそういった要望があれば、ちょっと明確には言えませんが、そういった状況も把握した上で、何らかの対応がとれればというふうに思っております。

それと町長の答弁にもありましたが、航空便、飛行機便ですね、これについても、今現在、運賃が3割増しぐらいということでもあります。こういったところも含めて、

総体して総合的に検討していきたいと考えております。

○1番（平岡 寛次議員）

ぜひあらゆる角度から農家を守る、マンゴー農家を守るという意味合いからも、冷蔵の保管施設、また今言われる航空便あたりの対策を講じていただきたい、そのように思います。

町長にお聞きいたします。町長は以前、農政課長時代、先頭に立って、大型ハウス設置導入や園芸振興に汗をかいてこられました。そういう点では、このハウス事業、ハウス園芸、マンゴーについては深い思い入れがあるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

マンゴーの生産農家の出発のときから私はかかわってきたというふうに思っております。特に、このマンゴーの生産農家の皆さん方とは、若いときからおつき合いをさせてきていただきました。そういう中で、このマンゴーというものは、奄美・徳之島を代表する熱帯果樹ということでもあります。そしてまた、日本に誇れる、そういう農作物だというふうに私は認識をしております、やはり、またこれからもマンゴーが日本に広がっていければというふうに思っております。

そのために、しっかりと生産組合の皆さん方とも話し合いを語りながら、冒頭申し上げましたけれども、このような場面というのは、なかなかこれまで、台風が直撃しても2日後にはまた船が下る、上るとかという、そういった状況でありましたけど、議員がおっしゃるように、これだけ大きな勢力を持つ台風というものについての認識を、やっぱり改め、その対策はしっかり対応していかないといけない。そういう中で、マンゴー生産組合の皆さん方と語りながら、そういう大型冷蔵施設、そうしたものが皆さん方からぜひ必要であるということであれば、また私たちとしては、国県にも要望をしながら、その導入に向けて力を、汗を流していきたいと、そのように考えております。

○1番（平岡 寛次議員）

産業振興の中で大変農家が苦しんでいる中、農家が台風を呼んできたのではないわけです。不可抗力的な影響で大変農家が困惑をしている状況、そういう状況に、やはり行政として、どうやって施策を持っていけるのか、そしてまた政治として、政治家として、そこをどうやって取り上げて、この改善に結びつけていくのか、これが非常に大切だろうと思います。

町長の施政方針の中で述べております直売所の新設整備計画がございます。その直売所施設に、熱帯果樹生産組合も移転、併設できないのでしょうか。組合員もそ

の実現を強く望んでいるわけですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

なかなかその実現できないということで苦慮しているところでありますが、やはりそこには、いろんなその生産組合の方々が一緒になって協力しながら、私たち自分たちの農産物をしっかりと販売し、展開していくということには全く問題はないというふうに考えております。ぜひ総合力で、そのような事業、施設を展開できればというふうに私は期待をしております。

○1番（平岡 寛次議員）

直売所に併設していただいて、6次産業化の促進、また加工商品の確立など、今、マンゴーの加工については、急速冷凍技術や缶詰加工など、あらゆる方向性が考えられます。また、そこには雇用も発生すると考えております。ぜひ直売所新設計画に盛り込んでいただければと思っております。

営農推進本部が提言をする営農ビジョンにおいても、マンゴーは戦略品目の一つです。その推進方策には、流通・販売対策の強化や地産地消、6次産業化の推進、促進、また生産・加工・流通・消費に至る一体的な政策の展開が必要と明記されております。これからも、ぜひ災害に強い戦略的な取り組みを要請いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、3項目め、町政運営について。

1点目、臨時職員の処遇についてでございます。この質問は、6月議会の一般質問の続きになりますが、その答弁の中で、9月議会において事実関係をしっかり確認した上で報告しますと保健福祉課長から答弁をいただいております。保育行政において、16年間勤めた臨時保育士の、期間満了に伴う、そしてまた再任用手続とその処遇についてでございますが、この報告をお願いいたします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

平岡議員の御質問の後、現場の保育所長と主任と3回、4回ほどお話しさせていただきました。その中で、まずその方は、平成29年度、嘱託の保育士さんでした。個人的なというか、その方の申し入れにより、代替保育士さんということで、嘱託保育士さんから代替保育士さんにかわっております。これは本人の希望によつての異動になります。30年度、代替保育士さんで業務させていただきました。30年度の末になって、嘱託保育士のほうに復帰できないかという相談をいただいております。その中でも、今年度、今年度の学級編成、あるいはスタッフの編成とかの中で検討させていただきたいという中で話が進んでおりました。

クラス編成とスタッフの編成が済んだ中で、実はその方、確かにスキルはございます。保育能力は持っていらっしゃるんですけど、保育士の資格がないという中で、どうしても優先順位としては保育士さんが先に嘱託で入ってきますので、新年度については引き続き代替保育士さんでお願いしたいというところで雇用通知をお届けしたところです。

4月いっぱい勤務いただいた中で、4月の下旬か5月の中旬だったかと思うのですが、別のところに仕事を見つけたと、お世話になりましたというところで保育所のほうに報告というか相談があったそうです。その間、4月の間に、その本人さんから勤務日数の相談とか、退職報告時に、もうちょっとこうしてほしいとかという要望についてはなくて、その後も新しい勤務先へ勤めた後も、元の職場、保育所に遊びに来てもらって、今の職場は楽しいんだという話もしているところというところで確認いただいているところで、御本人さんは何かしらの要望が通らなかったとかいう部分は余り抱いていないというふうに私たちのほうは考えております。

以上です。

○1番（平岡 寛次議員）

今、課長のほうから説明がありましたけども、この方は有期雇用、期間設定の雇用者であります。ことしの3月31日までが期間、そして4月1日から再雇用というふうな形。以前は嘱託保育士ですかね。そして4月から代替保育士ということでよろしいわけですかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

済みません、時期のほうははっきりしないのですが、29年度、おととしの途中で、嘱託ではなく代替のほうでお願いしたいというふうに申し出があったと聞いております。

○1番（平岡 寛次議員）

平成30年度において、この保育士はフルタイムで働いているわけです。有期雇用の中で、3月31日期限でフルタイム働いている。それを4月1日から代替保育士という雇用通知を持ってこられて、継続で、また更新をして雇用と。そこには労働時間、勤務時間の表示がないわけですね。労働の実態はどうかと言いますと、今までずっとフルタイムで働いていて、そして今度4月1日から代替保育士として更新をするわけです。雇用通知書が届いております、町長名で。そこには、通知書の中に勤務時間というのがあるわけですが、この勤務時間が表示されていない。いわゆる代替保育士ですから、いわゆる自宅待機ということもあって、その勤務時間が表示されなかったのではないかなと想定されますが、今までずっとフルタイムで働

いていた、実態労働が。それを更新して、今度は代替保育士で勤務時間も明記できない、大きくその労働実態、労働時間が変わるわけでございますね。そのあたり課長は認識されておりますか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、代替保育士さんの雇用通知についてなんですけれども、まず大きく、7時半から19時、午後7時までが保育士さんを雇う時間になります。つまり、保育を行っている時間になります。その中で9通りの最短が2時間、最長で8時間45分の勤務時間をお示しして雇用通知を出しているところです。

今30名足らずの代替保育士さんを今お願いしているところなんですけれども、当然、その中には、週5日、6日の方もいらっしゃいます。中には、月1日の方もいらっしゃいます。これ理由が、代替保育士さんというのは、まず嘱託職員の保育士さんが土曜日出勤する都合上、どうしてもほかのウィークデーに休みがあります。で、そこに入る。あと本人、御家族の病気等で急遽休まざるを得ない、そのところで入るといって、非常に不定期な雇用にならざるを得ないというのがあります。

もう一つが、その現場の状況ですね。例えば、このクラスはこのスキルを持った保育士さんのほうがクラスとしてやりやすいとか、この子はこの人が去年見ていたので、何とかこの人に先に頼みたいとかいう、現場で子供たちのよりよい保育環境をつくるために、当然その中で優先順位というのは、声をかける優先順位は出てまいります。4月年度当初、動き始めるわけなんですけれども、その中でやはり年度初めですので、そうそう嘱託職員のほうも休むわけでもないもので、どうしても4月あたりは代替さんの雇用というところは、ちょっと薄くなるのかなというところは思っているところです。

○1番（平岡 寛次議員）

若干内容が把握しにくいところがございますが、この該当の職員でございますが、4月1日から労働条件通知書というのを役場が発行しております。その中に、いろんな項目が、労働条件、うたわれているわけなんですけれども、「始業就業の時刻等」という欄がございますが、そこに何も時間帯の指定はないわけです。いわゆる代替ですから、自宅待機をしなければいけないわけで、その始業とかそこら辺の選定ができないというところで、これは記入がないものだろうなと私自身思うわけなんですけれども。

3月31日までフルタイムで働いていた、それに伴って、その収入で生活をしているわけです。これが4月1日に更新となったときに、フルタイムで働けない、自宅待機という、大きく労働条件変わるわけですね。そういう更新をする場合、やは

り事前に4月1日からはこうなりますよ、そういう説明があっても私はよかったのではないだろうか。3月いっぱいいろいろな保育士の募集をかけている中で、4月以降の体系が変わるとわかったときに十分な説明が行われているかどうかと。そこで私は、これは大きく法的に抵触するのではないかという質問を、せんだってしたわけなんです、この手続上で、課長、法的に抵触はしませんでしょうか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず雇用通知書の件です。そこにつきましては、平岡議員の御指摘のとおり、本来であれば、何日以内、せめて「何日以内」って表示しなければいけないのかなと、今現場とも話はしているところですが、恐らく労基法の中では、そういう「以内」という表現はよくなくて、ちゃんとしなきゃいかんねと。今、じゃあその代替さん、本人の時間が空いている。雇いたい側の打診があった中で、両方が成立したときに、初めて勤務日になるわけですよ。中には代替さん電話しても、今日はちょっとだめです、用事がありますということで、1人、2人、3人って、その代替さんを当たっている日もあるわけですよ。そこでどうしても「何日」というところがうたえない。では、うたえない雇用形態のところは雇用通知の中にどう表現すればいいのかなというのは、勉強させていただきたいと思います。

今回のこの方の件につきましては、本人から嘱託の希望があったときに、先ほど申し上げましたけれども、やはり資格がないというところで、ちょっと厳しいものはあるかも。代替の可能性あるというのは話をした中で、御本人さんも十数年保育士として現場で働いてもらって、そのスキルも知識もある方です。その中で、そういう話の中で、雇用形態が変わるといのは認識していただいているというふうに考えているところです。

もし、その説明が足りないとすれば、またこちらとしては申しわけなかったことだとは思っているんですけども、嘱託さんから代替さんに移って、代替さんから嘱託さんに戻るといその流れの中で、その方の中に代替の勤務体系、嘱託の勤務体系といのは持っていていただいていたものと考えているところです。

以上です。

○1番（平岡 寛次議員）

いろいろ説明を受けるんですが、私はちょっと腑に落ちないところがございます。3月31日、そして4月1日で反復更新、更新がされる。以前はフルタイムで働いていて、そして4月からは待機保育士として、ずっと家で待機だと、そのことについてなんです。労働条件が大きく変わるわけですね。変わることに、これが法的に、この更新はおかしいんじゃないかと、雇いどめをしようと思って恣意的にされてい

るのじゃないかと言われてもおかしくないのじゃないかと、そう思うわけでありませす。

そういう中で、そのような労働条件を大きく変えるのであれば、事前の説明が十分に施されたのかどうなのか、実施されたのかどうなのかということなんですが、役場のほうからは、3月29日ですよ、2日前ですよ、2日前に、4月以降は雇用できませんというふうな話があったり、そして、4月3日になって、代替保育士として、また再度働いてもらえませんかと通知が来たりと、いろいろあるわけですね。私が申し上げたいのは手続上の問題であります。

この件について、いろいろ私も調べるんですが、労働基準法第12条第2項は、地方公務員については適用外とされていると。ですので、労働基準法は適用されないというところ、期間満了によって当然に職員としての身分は消滅すると。要するに3月31日で職員としての身分は消滅すると。地方公務員法ですので、労働基準法は適用されないということなんですが、しかしながら、結果として、複数回にわたって同一の者を同一の職務内容の職に再度任用している場合に、何の予告もなく再度の任用を行わないことは、当該者に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介するなど配慮が望ましいというたわれているわけです。ですので、本人さんにとっても、4月以降、働く時間もない。ですので、ほかの仕事を探さなきゃならないんですよ、そのように役場が、保健福祉課が仕向けていったと感じとられてもおかしくないわけです。若干の解釈の違いはあれども、それは十分な説明がないと。ですので、任命権者として、説明の責任、配慮義務に欠けていたのではないかなと私は問いただしているわけでございます。

これからも労使間のあらゆる事務手続等があらうかと思いますが、そこには十分な説明をしていただいて、労使間とも納得をした上での手続を進めていただきたいと、そのような御配慮をいただきたいと思っているところでございますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず3月の末に代替保育士さんの引き続きの雇用通知をお届けしたところです。もともとその方は代替保育士さんなので、新年度も改めてというところで、その雇用と解くというところは、場面は一度もございません。

もう1点が、その現場の所長と主任と話をした中で、私が説明に行ったほうがいいかと、本人さんは不満を抱いてないですかと、疑問も抱いてないですかというところを再三念押ししたところです。その中で、その必要はないと思う、逆に本人さ

んが恐縮するかもしれないので必要ないと思いますよという返事の中での今回の話でした。

今後につきましては、今、議員がおっしゃったように、労基法ございますので、また当然、スタッフとして頑張ってもらっている皆さんですので、その雇用条件とか今後のことについては、より丁寧にしっかりとした対応は行っていきたいと、もし今回、言葉足らずのところ、もしあるのであれば、さらにまたきちんと説明しなきゃいけないと思っておりますし、子供たちの保育に携わっていただく大事な方々ですので、真摯に取り組んでいきたいと思っております。

○1番（平岡 寛次議員）

ぜひ労使間で十分納得の中で、説明責任を十分果たしながら、配慮義務を果たしながら、諸手続、いろんな手続は進めていただきたいと、それを要請しまして、この件については質問を終わりたいと思います。

2点目の会計年度任用職員についてでございます。この件は、私自身、現在、勉強中ございまして、間違った質問があれば御容赦いただきたいと思っております。

全国の自治体において、正規職員は減少しつつ、しかしながら非正規職員は増加の傾向にあります。資料によりますと、平成28年4月時点で、全国で64万人という数字が出ております。その中で、この非正規職員こそが今や地方行政の重要な担い手であり、本格的、恒常的業務を担っているということになっております。本町の臨時職員においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

そのような中で任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されないことから、今回、法律の改正に伴い、本制度の導入をするということであろうかと認識をしております。

本町において、令和2年4月1日からの施行でございますが、この制度に移行しなければならない対象の臨時職員数は大体何名ぐらいになると思われるのでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

今条例制定を、今回議会のほうに議題として提出をさせていただいております。その中で、今の筆耕職員が作業員、それから委託、全部含めて役場の関係の仕事をしている方全員が193名、そのうち場内の人数が73名か、この辺はちょっと全体に携わっている、今会計年度に移行とする中で、その方々がどう分類をするかという中で会計年度雇用の中で分類をしていきます。その中で、全体で携わっている、今分類を、作業を、今進めているところでありますが、大体193名という方が今役場の中に携わっているということです。これは先ほど出ました代替さんも含めて

ですね。

その中で会計年度雇用は、その中での分類があります。まずは、その中で振り分けていきます。そうすると、おのずと今、考えているのが、大体約130名程度じゃないかなと今予定はしていますが、この辺が今申し上げる数字でありまして、まだはっきりとした数字はつかんではいけません。

○1番（平岡 寛次議員）

わかりました。この制度に移行しますと、会計年度任用職員は、諸手当の支給のほかにも期末手当の支給が可能となるというふうになっております。こうなりますと、従来の人件費の予算よりも上のぼるのではないだろうかと思うわけですが、この財源の確保、予算措置はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今、平岡議員さんがおっしゃるように、今の雇用している中で、期末手当を支給しなさい、通勤手当を支給しなさいという中での分ですと、今ざっと試算をしますと、やっぱり1億を超える分が上乗せになります、毎年。その中で今、鹿児島県全体の中で県が動いているのは、国のほうに交付税の申請をしているのですが、まだその辺がはっきり明確になってないということで、私たちは今4月に向けて動いているわけです。その中で少しでもその辺を減らすためには、今の人数の雇用ではできないのではないかなという判断は今しているところであります。

○1番（平岡 寛次議員）

今、答弁の中で、従来の予算に1億近いものが上乗せになると。この分については国に予算措置をお願いするということなんですけど、ぜひそれは予算措置をしていただかなければ、大きな費用がかかるものだろうと思います。これは国に予算をお願いして、満額いただけるというふうにお考えなのでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

県下全総務課長会がありました。その中でも議論をしましたが、県の職員も講師として、私たちの講師として研修会をしたところですが、そういう質問の中では、やはり全額は全額来ないものと思ってくださいという中での話がありました。

○1番（平岡 寛次議員）

そこが一番心配をするわけですが、ぜひその上乗せになる部分は、国のほうから交付金などをいただければと思うわけですが、我が町の、本町の筆耕職員、特別職、臨時職、こういった方々が、この会計年度任用制度に移行をしていく中で、一番働いている臨時職員にとっては、給与水準がどのようになるのかとい

うところが非常に心配なところだろうと考えています。

この給与水準については、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の諸号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要なる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきと書いておりますが、制度移行の前と後ろで給与水準が大きく下回るのではないかと懸念されるわけなんです、この辺の水準はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

今、平岡議員がおっしゃるとおり、今の給与から下回ってはいけないというのがあります、これについても、やはり大島郡ももちろんですが、各市町村、足並みをそろえましょうという中で、私は徳之島三町も、その給与水準については徐々に引き上げていくのはいいのですが、当初は、やはり今の中での現状より下回らないような給与設定をしなければいけないということで考えておるところであります。

○1番（平岡 寛次議員）

ぜひその現行の給与水準、年収ベース、こういったもので下回らないように職員のこの仕事に対する熱意をそがないような、そういうことも念頭に入れながら、この給与水準を確立していただければと思っております。

地方公共団体が多様化、高度化する行政ニーズに対応していくためには、個々の職員の職務能力の向上を図ることはもちろん、業務の種類や性質に応じて、正職員のほか臨時、非常勤務職員や任期付職員等の多様な任用・勤務形態の職員を適切に組み合わせ、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことが重要であると書いてございます。ぜひこのような観点を要請いたしまして、この会計年度任用職員制度にきちっとした移行を図っていただきますようお願いをいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（武田 正光議員）

以上で、平岡寛次君の一般質問を終わります。

次に、8番、秋田浩平君の一般質問を許します。

○8番（秋田 浩平議員）

町民の皆様、こんにちは。まだ残暑が厳しい毎日ですが、体調には十分気をつけて、お互いに頑張っていきましょう。

それでは、先般通告しております2項目、3点について質問をさせていただきます。

1項目め、施政方針について、地方創生の推進と均衡のとれた町土形成、1点目、定住促進について、2点目、公衆衛生について。

2項目め、地方創生について、子育て支援についてです。1点目、国の保育料無償化について、以上、2項目3点について質問させていただきます。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの秋田議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、秋田浩平議員の御質問にお答えいたします。

第1項目、施政方針について、地方創生の推進と均衡のとれた町土形成、その1、定住促進についてということでございます。

お答えいたします。定住促進を進めていく上で、住宅の確保が最優先の課題であると考えております。町では、町営住宅建設はもちろんですが、町内におきます空き家の利活用を促進し、良好な住環境を確保するという観点から、天城町空き家改修費補助金交付要綱を定め、空き家改修を初め必要な施策を進めているところでございますが、この定住促進という観点から、さらにその住宅の確保については進めていきたいと考えております。

その2、公衆衛生についてということでございます。

お答えいたします。6月議会においても、秋田議員からこの公衆衛生については御指摘がございました。その後の取り組みといたしまして、町区長会、そして町地域女性団体並びに集落座談会改め「むーるし語ろう会」等において、ごみの減量化、発生抑制への取り組みについてお願いするとともに、ポイ捨てや不法投棄防止等についての住民への説明を行ってきたところでございます。

また、8月からは、家庭用生ごみ処理機購入費助成事業の助成額を増額し、家庭から排出される生ごみの減量化、資源化の推進に取り組んでいるところでございます。今後も町民の皆様方に広く周知をしていまいりたいと考えております。

2項目め、地方創生について、子育て支援、その1、国の保育料無償化についてということでございます。

お答えいたします。今年度10月より幼児教育の無償化が実施されるという運びになっております。内容といたしましては、3歳以上の幼児、そして0歳から2歳までの非課税世帯の幼児の保育料等の無償化であります。現在、その準備を進めているところでございます。

以上、秋田浩平議員の御質問にお答えいたしました。

○8番（秋田 浩平議員）

ただいま1回目の答弁をもらいましたが、まず1点目の定住促進について質問させていただきたいと思っております。

昨日の吉村議員、または昇議員のほうからも同じ定住促進について少し出ており

ました。私は28年、この問題を聞いております。ですが、それ以後の進展が、私の中に見えないというのが現実でありまして、再度質問を取り上げさせてもらいました。

まず、現在の定住促進という枠組みの中での現状ですね、動き、これ課長のほうから説明、お願いしたいと思います。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

定住促進につきましては、まず第一に、定住促進の一番重要なものは住環境の整備かと思っております。そのほかには、子育て支援、雇用の場の創出、そして移住定住の促進ということが大きな柱ではないかと考えております。

○8番（秋田 浩平議員）

まず、来てもらってなんぼです。来てもらうのには住宅問題が一番大きな要素だと思います。これは私もそう思っております。

これ何でこういうふうな定住促進が進んでないのかなという思いが出たのが、教育委員会、山海留学三京分校、今度9月からまた1人来ます。そのときに住宅がどうしても見つからないと。隣の当部集落だという話がありました。その後、地域おこし協力隊の方と話す中でも、地元で定住は考えていると。でも今のところ住宅が、適当な住宅がどうしても見つからないと、どこかないですかねと言う。もう、行くところ行く。で、Uターンとかで帰ってきている方で、今帰ってきて行くところなくて親と同居している方からもこういう話は出ます。ですので、住環境というのは本当に大事なことだと思っております。住環境あって、住むところあって、初めて子育てとかそのもろもろのところに行き着くのじゃないかなと。仕事もそうですけど。そういうような形じゃないかなということで、この問題を取り上げています。

きのう吉村議員からも出ましたが、今天城町では、この定住促進に対して、担当はどういう形で職務を従事しているわけですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

まず最初に、空き家改修の補助事業を今実施しているところであります。それと今後、天城町お試し移住体験事業という要綱をつくりまして、1月からちょっと実施してみたいということで、大まかなある程度の要綱はできておりますが、12月ごろに補正予算を計上させていただいて実施していければというふうに考えております。

そのお試し体験事業につきましては、お試し移住体験期間はおおむね5日から2週間程度とする、お試し移住体験期間中の滞在先は、天城町の宿泊、民間の施設

を利用するという事です。宿泊に対しては、町からの助成金を検討しています。あとお試し移住体験期間中は、町内の企業と短期の雇用契約を結び、職業体験を実施するという事など計画に盛り込む予定としております。

○8番（秋田 浩平議員）

今課長がおっしゃったのは、後ほどちょっと聞いてみようかなと思っていることに関してなんですけど、現在、私が言っているのは、企画課でこの定住促進に対する、昨日も出ていますが専従職員がいるのかいないのかなんです。どうでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

専従職員はいません。兼務職員となっております。

○8番（秋田 浩平議員）

専従職員はいないと。現在、都会からU・I・J対象になると思いますが、そういう方からの問い合わせはどういう形で今現在行っているわけですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

ホームページのほうに、その移住定住促進のページを設けまして掲載してございます。その中に問い合わせ先等は記載されているかと思えます。

○8番（秋田 浩平議員）

だから、そのホームページ等を見て問い合わせたときに、問い合わせに対する今現在、先ほども出ていましたがね、ホームページに出ているの全部埋まっているから、その次のことに関する答弁は、今のところやっていないという捉え方でいいわけですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

その空き家バンクの登録につきましては、AYTの文字広告等々に掲載をして、広く住民の皆さんに周知はいたしております。

○8番（秋田 浩平議員）

だから、空き家バンクのこの登録、要綱、私、再度目を通しました。でも、これを見て、幾ら見てあれした場合に、実際に見ないで直接Iターンしてきた方が、家をあれなんですけどって役場に来たときですよ、サイトを見てなくて。今現実にも、後で触れますが、島に、もうUターンで帰っている方は結構います。そういう方が来たときの対応は今現実はどういうふうに行っているかということなんです。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

それにつきましては、先ほど兼任職員の担当職員が対応してございます。そして、住宅、空き家バンクに登録がないときには、建設課の公営住宅を紹介するような形をとらせていただいております。

○8番（秋田 浩平議員）

それで私も建設課で、先週、今の入居待機者の一覧をもらってあります。現在、町内町外含めて57件ということは、町外をまずIターン・Uターン、この方たちと捉えた場合に21件です。これで課長、よろしいですね。

○建設課長（昇 浩二君）

議員のおっしゃるとおり、待機者は57世帯、町外においては21世帯ということでございます。

○8番（秋田 浩平議員）

この表、もらったときに、子育て世代、12世帯あるんですね。だから、ここは大きいんじゃないですか、定住促進で来てもらえれば。住むところがあれば。だから、住宅を申し込みしてもらおうというのは、今の町内の状況から考えて、誰でももう役場で住宅申し込んだらどうですかというのは、もう普通です。だから、住宅が足りないのを、この空き家バンクでどうにかつなごうというのが、この趣旨じゃないですかね。そう思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

確かにそのとおりだと考えております。まず初めに、町営住宅の申し込み件数がかなりの数になっているということは承知しておりました。そのために空き家を何とか活用できないかということで、平成30年度からその空き家改修補助事業を導入したわけでありましたが、平成30年度は、先ほども申し上げましたが、5軒全て改修は終わっております。それでも絶対数足りてないわけですので、引き続きその空き家バンクに登録していただけるように企画課のほうでは募集をかけておりますが、今、今日現在、まだ1軒も登録がなされていない、今までは12軒程度ありましたけども、今年に入って、1軒もまだ登録がなされていないので、今後引き続き、その登録に向けて住民や区長さんの方々から情報を収集しながら、登録していただけるように努めていきたいと考えております。

○8番（秋田 浩平議員）

これ私、平成28年の3回で、この問題、前課長時代に1回質問させてもらっているんですが、そのときに、貸し出し可能だと思われる空き家109軒、一部損壊の空き家85軒、危険な空き家が54軒、この数値が出ております。それ以後、企画課として、こういうふうな調査をした経緯はありますか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

居住可能な住居というところにつきましては、調査を若干いたしまして、全ては調査していないんですが、その中には、やはり見る限りでは、必ず補修をしなければ入居希望者がいても入居ができないような状況の家屋も多々ございましたので、その辺につきましては、今後、補修が必要ではないかというふうな認識でおります。

○8番（秋田 浩平議員）

だから、さっき言ったでしょう。職員は1人兼務でいます。じゃあ、この貸し出しに少々なりの修繕が必要な住宅、こういうときに、その所有者、管理者と誰が折衝しているんですか、今現在は。そこを紹介した人ですか。職員が行って、管理者、所有者に、ここをこうしたら貸せますよと、その費用の幾らかを助成しますから、ここを修繕して貸してもらえませんかと、そういう交渉もやるのが住宅専従なんじゃないですか、定住促進の専従係じゃないですか。100軒あった中から今まで約3年です、何軒ありましたか、貸し出したのは。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

全ての物件を調査したわけではございませんので、何軒あるということはちょっとわかりかねます。

○8番（秋田 浩平議員）

いや、調査した件数じゃなくて、今までこの空き家バンクで貸した軒数だけでもいいですよ。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

16軒の登録がございまして、4軒は取り下げをされております。そして12軒の登録物件につきましては、全て貸し出しがなされております。

○8番（秋田 浩平議員）

これは先ほどの昇議員の答弁と同じですので、それにしても3年で12軒です。1年4軒。どんなもんでしょうか。109軒、貸し出し可能と思われる物件がありますと、28年度に言っております。これは、その間に企画課を通じて建設課に言って、空き家再生事業、これは県の事業でやっている事業です。そこに持っている家屋もございまして。今まで、空き家再生事業で何軒、それと今年度の予定、取りかかる予定の軒数が、課長のほうですぐわかればお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今までやってきた空き家改修事業で、我々が活用タイプと言っておりますのが4軒でございます。そして、本年度1軒の予定をしております。

○8番（秋田 浩平議員）

いや、空き家再生は何回か、全部の議員がお尋ねになって、そのとおりに行っているんですけど、これも企画のほうで、こういう物件があるけどどうですかって言わないと、その事業申請をして事業に乗せられない事業じゃないですか、これも。だから、昨日の吉村議員の言ったのも私は合っているなと思っているのはそこなんです。定住促進課という課は別としましても、専従係は置いて、本当に取りかからなきゃいけないのかなという思いを私も持っております。

だから、今までこの3年前の109軒から、もし16軒が出てきたとしても、あと90軒、貸し出し可能な住宅としか思えないんですよ。これを本当にあたる、兼務しながらこれをあたって行って、持ち主、管理者に納得してもらうだけの説明をして、いろんな向こう方の要求も飲みながら、本当にできる仕事なのか、ここでその間に本当にこれを再調査というか、それをやらなかったのか、できなかったのか、こここのところ、課長の答えられる範囲でいいですのでお願いしたいと思います。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

何軒かはしましたけども、やっていないのは事実でございます。3年前は、109軒ということではございますが、見る限りに、人の見る目でしょうと思うんですけれども、これを貸し出しが可能なのかなというような物件もございました。ですから、そういったところでは、家主の方と交渉しましても、これは人に貸せるような物件じゃないですよ。ですから、貸し出しはちょっと御遠慮しますというふうな言葉もいただいております。

ですから、全て109軒が貸し出し可能な物件ということではなくて、あくまでも空き家バンクに登録していただかないと行政としては動きがとれないような状況でありますので、空き家バンクには登録していただくように文字広告等で広報はかけているような状況です。

○8番（秋田 浩平議員）

今、課長のおっしゃっているのもわかりますよ。わかりますけど、現実に3年間で、1年間で4軒ペース、実際に最初28年度調べたときには、貸し出し可能109軒で出ていて、そのとき私、質問して聞いている数字ですので間違いはないと思います。議事録にも載っております。

ですので、その中で本当に109軒を、帳簿をつけて一つ一つチェックしていったのかいっていないのかというのも疑問なんです。見た目で判断したとか、本当に

軽微な補修でありながら、もう主が、管理者が聞く耳持たなかったのか、ここまで深く入っていったの面談をしていたのかどうか、そこが疑問なんですよね。だから、再度これを取り上げているわけです。

だって、空き家再生にしる、そうですよ。上げてきた、実際に調査した、ちょっと予定より費用がかかり過ぎるとか、総務課長時代もそういうの1軒か2軒ありましたよね。だから、専従の方が、ましてや、もしかしたら地元にはない管理者なのかという場合もあります。これを行ったときも、たしか役場職員を使って調べた住居じゃなかったかなと記憶していますが、こういう状態の中で、これが本当に前に進む本当のやり方だったのかなと思いますけど、町長、この今までのやりとりを聞いていて、この定住促進に対する考え、これをいかに前に動かすかという、町長のほうから何かございましたら。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

天城町に住みたいという方が、これだけたくさんいますよ、だけど、なかなかそこに追いつかない、対応できていないというのが、まずそこに大きな課題としてあるかなと思っております。その課題を一つ一つ解消していくために、じゃあどうしていこうかなということではありますが、ややもすると、我々は今職員が兼務ということでもありますので、どうしても待ちというか、受けの態勢、そしてA Y Tで募集するような状況になっております。そしてまた、区長さん方にもお願いしたいということでありました。昨日から議論が出ておりますが。

やはり、その中では、しっかりと定住促進を確実なものにしていくためには、昨日の吉村議員の中でもございましたので、そういう定住促進を専らとする、そういう職員をしっかりと配置しながら、そして外に打って出るといいますか、しっかり行動する、そういった職員の配置等も含めて、今回いろんな機構改革、そして課の再編等も出ておりますけど、そういう中でしっかり対応していったって、いわゆる定住促進というものを実績のある、そういったものにしていければというように思っておりますので、また、議員の今のような御提言については、またしっかりと受けとめていきたいと思っております。

○8番（秋田 浩平議員）

ぜひその専従という、せめて専従という線だけでも、町長のほうがそういうふうにおっしゃっていただけるのであれば、やっていただけるものとは期待しておりますが。

今現在、この空き家バンクに登録した場合のメリット、どういうのが、空き家バンクに登録していろいろやった場合に、改修とか、中のクリーニングも入っている

のか、中の物の搬出撤去にも、そういう費用の補助が出るのか。課長のほうで、この空き家バンクに登録する際のメリット、今思い当たる範囲内で結構ですので、お願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

空き家バンクに登録は、あくまでも登録ですので、登録して、役場としては、その貸す側と借りる側の仲介をする形です。あくまでも借りる側と貸す側が両者でそういうのをもとに契約を交わすわけですね。ですから、その家屋の改修とかというのは、その中には含まれておりません。

それを家屋の改修をする場合は、空き家改修補助事業で大家さんが実施をして、空き家バンクに登録をして、そして家賃とかそういったもろもろの条件というのは、役場はその中には介入しませんので、大家さんと借り主のほうで契約を結ぶ形をとらせていただいております。

○8番（秋田 浩平議員）

今課長が言ったのが、約半分ぐらい、半分と言わないで3分1ぐらいは、その意味がわかっていない人が多いと思うんですよ。そういうふうな。空き家を改修してまで貸す必要もない。じゃあ、都会から帰ってきて、その家を借りたいです。で、持ち主と直接交渉しました。でも、こことここは修理したいです。こういった場合の補助とかは天城町ではあるわけですか、ないわけですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

今現在のところはございません。

○8番（秋田 浩平議員）

だから、そこなんですよね。だからもう家が借りられないということで、個人的に借りて、少々不便でもという形で今住まいを個人的に借りて住んでいる方が大半だと思います。

でも、本当に都会から来る、Uターンはある程度我慢するかな、Iターンの方は、そこまで我慢してまで住んでくれるかなという疑問符は残ります。ですので、もしできるのであれば、それと中の荷物の件で、荷物を出したくないとか、こういうふうな件で断る方はいらっしゃいませんか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

大家さんが内地にいらしたりして、要するにUターンですよ、Uターンをする形のために、空き家ではあるんですけども島に住宅を確保しておく場合もございま

す。ですから、そういったものは、その109軒の中に含まれているかと思います。

ですので、後々、島に帰ってくる予定のある方のところにつきましては貸し出しができないような状況にあります。また、家の中の物を出したくないとか、そういったところは、やはり町としては仲介をするわけですので、あとはその大家さんと、その借り主のほうで御相談していただかないといけないかと思います。

○8番（秋田 浩平議員）

今まで、そういう意見ばかり私たち聞いて、私、この間、吉村議員も一緒にですけど、島根県の山の中です、3千何百人しかいません。そこが人口減少のために、この地方創生のために定住促進をやっていて、その中に、中の荷物の撤去費用、クリーニング費用、こういうとこまで金額は限定していましたが、そういうところまで見てでも人を呼び込みたいと。一番笑いましたのは、そこに住んでもらって、通勤20kmで5千円ですか。40kmで1万円だったですかね。通勤費用も出すっていうぐらいの考えを持って、本当に定住促進に取り組んでいるんですよね。そこはもう、定住促進の中に専従係おりました。

だから、日本全国もう地方に行けば、やっぱり同じような考えをしているっていうことです。地続きのところできえ、そういうことをやっているっていうことですね。本当にびっくりしましたよ。そのところの手厚いやり方は。

だから、さっき町長も言いましたが、待っていて受け身でやってたって、この情報が本当に入るのか入らないのかっていうところもあると思います。だから、専従でいろんなところの意見を聞いたり、こういうふうな町でできる範囲内のものをそろえて、直接その持ち主、管理者と話をする。このぐらいでないと、今からのこの定住促進でおくれていくんじゃないですか。

それと、先ほど課長のほうから出ました体験型宿泊施設ですよ。これ、3年前にも私、聞いています。でも、これを、体験型宿泊施設つくるのは賛成ですけど、こうなったときに、その方が地元に住みたいって言ったときに、即紹介できるところを準備しなきゃいけない。それなくして、これだけつくっては意味ないことなんです。

だから、もし2軒だったら、1軒はその人のために1年間はあけておく。体験やった人が何件かわかりませんが、年間を何組というように制限をして体験宿泊をしてもらって、その中から何件か申し込みがあるかもわかりませんが、でも、すぐ紹介できる場所なければ、絵に描いた餅になります。

昨日も出ていましたけど、天城町といったら徳之島町っていう感覚。徳之島天城町って言わないと、徳之島町という感覚あって、向こうに行く方もいるかもわかりませんが。ですので、天城町は、伊仙、徳之島町と比べて民間業者がない分、ここは

行政が本当になって考えないと、これは一歩前に進まないんじゃないかなと。そういう考えはあります。

ですので、この体験型宿泊施設、これも必要ですけど、もう一つ踏み込んだら、これをやるのであれば、町で。昨日出ていましたが、商工水産観光課長とは前も話したことがあります、今の旧セリ市場。あそこら辺を、半分を分譲で売ったらいいんです。簡単な菜園つきの区画をつくって売れば、来る人、絶対いると思います。半分は地元で、住宅をつくれないう若者、今、全部平和通りに行っています、天城の方でも。水問題とか多少の問題点はあるでしょうけど、そういうふうな発想でもしないと、本当の定住促進にはつながっていかないんじゃないかなという思いがあるわけです。

ですので、先ほどもう答えは、定住促進の専属の職員を、今度の機構改革の中において町長は置くっていうことで。先ほどの答弁でそのように私は受け取りました。もう本当に定住促進を考えるのであれば、やっぱりそのぐらいの覚悟で行っていかないと、ほかの町村に引けをとります。この定住促進で、笠利町とかもう4、5年前に5、60件入れています。これ私、前も調べていますので、たしか総務課長が建設課長時代に空き家再生定住促進の関係で、5、60件入っていると思います。ですので、同じ奄美郡内の町村でも、先に行っているところは行っているわけです。

その中で、やっぱりこれだけしか出ていないってのは、空き家再生合わせても結局16件っていうことですので。果たしてこれでいいのかという思いがありますので、ぜひ、この定住促進に対しての職員の専従はせめて、これぐらいは町長の判断で、裁量で考えて、今後住宅問題解消のために頑張っていってほしいと思います。

いいですか、まだ行きます。1回休憩入れます。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。2時30分から再開いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に続き会議を開きます。

秋田議員。

○8番（秋田 浩平議員）

2点目の公衆衛生についてですが、今回、私は6月議会に引き続き、連続でこれ

を取り上げたのは、今現在クリーンセンターっていう愛ランドセンターの関係で、ごみに対する意識がちょっとは高まっているのかなど。こういう考えを持って、引き続き少し質問させてもらいたいと思って取り上げました。

まず、8月9日、クリーンセンターについて、地域女性連との意見交換会、また、8月20日、「みんなで考える徳之島のごみ処理の明日」っていうシンポジウム。これに出られた感想を課長と町長のほうからいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

まず最初に、8月9日に行われました町内の地域女性団体との意見交換会であります。

この中では、まず町長のほうからは、現状として徳之島愛ランドクリーンセンターについての受け入れ課題、問題について説明をしていただきました。その後、私のほうからは、ごみの減量化、発生抑制をするためには、細かい取り組みをぜひお願いいたしますということでお話をさせていただきました。対象者は地域女性団体連絡協議会の役員の皆様と、あと、各集落の女性団体の会長さんと一緒に意見交換会を行いました。

まず感じたことですが、やはり女性の方であるということでありまして、そのクリーンセンター問題についてというよりも、実際、やはり一番ごみのほうに携わっている方々でしたので、現実的な問題で、ポスターを、もう古くなっているので、またつくっていただきたいとか、あと、エコバッグの活用がまだ全然進んでいないとか、もう本当に身近ないろんな意見をお聞きいたしました。また、以前はやっていたんですけども、職員によるごみステーションの立哨指導、そういうのも実施してはいかがかということで、本当に身近な、困っていることをいろいろ御指摘いただきました。

あと、8月20日のシンポジウムにつきましてですが、このときは8月20日防災センターのほうで実施いたしました。参加者は122名でありました。大崎町の基調講演を初めとして、あと、町内の学校、天城小学校のごみ拾いの活動状況、あとそれと、樟南第二高等学校野球部の皆さんの、ごみ拾い改め「夢拾い」という活動をしている状況とか、あとは、クリーンセンターで実際働いている作業員の皆様の現状の課題とか、出張・研修に行かれて感じたこと等、あと、その後またフォーラムという形で実施されました。

私が一番強く感じたことは、その大崎町の徳禮先生からのお話で、町がこういう方針——大崎町の場合はリサイクルの方針でいくという方針を固めました。その中

で、じゃあどうしようかということで、住民の皆さんが自主的に考えてその活動を、具体的案を出して取り組んでいるということが少し、ちょっと天城町ではどうなのかなというふうに感じました。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私の率直な感想は、一緒に語った方々につきましては、非常にその意識が高いなというふうに感じたところであります。さあ、それをいかにして全町的な課題としてこれを広げていくかっていうところを、我々、またもう一回考えて、それをしっかりと町全体に、今のごみのあり方、出し方、そして将来の徳之島のあり方、そういったことを町全体にいかにして広げていくかっていうことが、これからの私たちの大きな課題であるというふうに、私は今、認識をしております。

○8番（秋田 浩平議員）

6月定例会以後の、ごみの問題での進展状況を場内で話し合うとか、この2日間以外で、役場の場内とかでは何かこういうのが必要ではないかとか、こういうふうな考えの場を持たれたってということはないですか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

場内ということではありますが、役場内での話、検討とかそういうのはしたことはございませんが、課長会等でお話をしたりとか、まあまあちょっと集落ではまた、むーるし語ろう会で、その中でも細かくお願いはしたところであります。

○総務課長（米村 巖君）

秋田議員の質問で、庁舎内で何かをしたかっていうことですね。庁舎内ではいろいろと、この間のシンポジウムをしながら、ちょっと私のほうから課長会、それから職員向けですね、やはりペットボトルの分類をちゃんとしましょうとか、ふた、ラベルとか。

それと、皆さんもこれは見たと思うんですが、この燃やせるごみの種類っていうのを、給湯室のほうのごみの仕分けのところにもうポスターで張って、これで徹底しましょうっていうことで。また、今回ちょっと補正で、役場の給湯室に置くごみ処理機、これもやはり役場の中が模範となるような形で、職員からちょっとしましょうというっていうことで。何かっていうのも私もちょっとわからなくて、それで今回、2階の給湯室、1階の給湯室に1台ずつ配置をするということで、補正予算で計上しておりますので、その辺もまたちょっと効果的な検証になるのかなっていうことで、役場内では進めさせていただいております。

○8番（秋田 浩平議員）

私が今回聞くのは、徳之島愛ランドクリーンセンターは別として、町内のごみ問題って形で、今回取り上げています。

なぜこんな質問をしているかといいますと、大きな問題、徳之島愛ランドクリーンセンターの問題は、各行政の長、町長ですよ。広域組合の議員と、皆様方と、また地域代表の皆様方で話し合いを持たれているわけです。でも、それで決定するわけなんですけど、町内のごみの問題っていうのは、町内のみんなで考えないと、今まで出ている問題は一つも解決しないってことなんです。問題は。だから、こういうふう聞いたわけなんです。

先ほども課長のほうから少し出ましたが、私、前回、6つほど資源ごみの回収の件とか、リターナブル商品の利用推進、生ごみの自家処理の推進、事業系のごみの減量化、マイバッグ運動、食育啓発活動。こういうふうなことを中にうたって、24年に作成したあの中に、ごみの減量化っていうことでうたっていると。これが現実に守られていなければ、絵に描いた餅であるというのを、前回言いました。

ですが、現実にこういうのが、いついつ、その事業系の方と話し合いをして、こういうふうな形を示すのか。だから、今さっきの婦人の団体の方と話したときのマイバッグの利用促進とか。マイバッグも、10月からはレジ袋が有料化になるっていう話も聞いています。ですので、チャンスなんです。今が。

だから、そういうのをそろそろ含めた町のことで、ごみの問題をリードする。今、天城町では町民生活課のごみ担当ですね。ですので、愛ランドクリーンセンターの問題は問題として、トップの方々、また、そのかわりのある皆さん方の判断で、こちら町民は従っていくしかないです。でも、町のごみっていうのは、できることは3町の、そのごみに関する課、天城であれば町民生活課の課長、ごみ担当ですよ。3町、徳之島、伊仙町にもいるわけですので。この人たちが集まって、じゃあ、再度何から取り組んでいったらいいのかっていう話し合いを持とうかっていう、こういうことが実際に町民生活課のほうで発案、発想ができていいのか、できていないのかなんです。課長、この件に対してはどうでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

議員が6月議会のほうで御指摘はありました。その6点のうちできるものからということで、今、取り組んでいるところではございます。しかしながら、まだ手つかずのところもあります。これからできるものからどんどん進めて取り組んで、町民の皆様、また、事業者の皆様にも周知していきたいと思っております。

3町での担当の話し合いというのは、不定期ではありますが、その環境行政係——これ、クリーンセンターもちょっと入っているんですけども——で、話をし

てはおります。

○8番（秋田 浩平議員）

クリーンセンターの方も入れてだったら余計ですけども、昔、出前授業っていうのありまして、クリーンセンターの方がこっちから要請したら出向いて、いろいろごみの分別の仕方とか、いろんなやった経緯があります。こういうのもここ何年、やったっていうのを聞いたこともありません。また、この間も出ていましたが、学校とか婦人会とかあの施設の見学等も、もうここ何年ないっていうような話も聞いています。

ですので、各町におけるごみは、各町の町民、それを率先するのが職員ですので、天城町だけがって考えたって、うまくいくはずないんですよ。ですので、これは天城町がリーダーシップをとって、徳之島、伊仙町のごみの担当、担当課に話しかけて、こういうのを話し合いの場に立ち上げたらどうなのかと。

また、これがただ存続でいくのか、クリーンセンターが建てかえなのかって決定した後に、これをまたやろうと動かそうとしても熱が冷めます。熱が冷めたときに、17年間動かなかったのをどのタイミングで動かすんですかってことになりますので、こここのところ、町長のほうで音頭をとってでも。我が町のごみの減量化になると思うんで、それから先は、またいろいろと3町で話し合いをすればいいわけですので。3町が同じ足並みでいかないといけないですので、この点は町長として何かお考えがあれば。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

ちょっと基本的なところで、3町を比較するわけじゃないんですけど、この夏の間、こんだけ各種団体、組織、そして集落。集落のむーるし語ろう会が何名集まったかっていうのはまた別問題として。これだけ濃密っていうか、この夏やったのは、3町の中では、私は天城町だけだというふうに現在のところ認識しております。それだけ非常に問題意識ってものは今、天城町は持っているなと思っています。

それで、今、秋田議員からおっしゃるように、この熱を冷ますことなく、しっかりと実行に移すような方式がないかということではありますが。私がまさしくこの間、広域のほうでちょっと会合があったら、向こうの職員が、最近、向こうのクリーンセンターに視察に来なくなったっていうから、まさしく「違うでしょ」って僕は言ったんですよ。まさしく受け身なんですよ。だから、やっぱりそのクリーンセンターの職員はそういうことを感じていたら、3町の課長を通じて、しっかりと皆さん方が出したごみがどういう処理をされているかっていうのは、やっぱり見るとかいろいろなことを、そこから仕掛けてほしいっていうことを、僕は言っているんで

すよ。それがまさしく3町が、主体的に課長さん方が目的を持って集まって、しっかりと3町にそれをおろしていくっていうやり方は、これから私は絶対必要だなど思っております。

そしてまた、これまで私たちもこれまでちょっとごみについて考えるってことはなかったんですけど。こういう立場になりまして、いろいろなことを考えながら、やはり、あの当時、17年前のあの原点をすっかり今は忘れていっているというのが、私の今、痛感しているところであります。

「そこに名前を書きましょう」とかってことを言うと、「何で名前を書かないといけないんですか」とかいて、今、うちの町民生活課は大分質問も受けていますが、やはりそういったことを含めて、その当時の原点ってものを、初心ってものが、ちょっと置き去りにされてきているのではないかなと。それをやっぱり取り戻すってことが、今、一番大事じゃないかなと思っております。

○8番（秋田 浩平議員）

このごみ問題は、天城町だけでなく、3町一体となって同一の考えを持って前に進んでいけるよう。これがすなわち、5年、10年のこの徳之島のごみについていうことになる、やっぱり大きな問題の、クリーンセンターのどういうふうな形になるのかっていうのにつながっていくと思います。

今、いろんなシンポジウムで、生ごみを堆肥化しようとかいろんな話が出て、3町の足並みが一つそろわないことには前には進まないですので、その町の考えは考えとして持って、3町で話し合いの場をつくる。これはぜひ実行していただきたいと思います。この公衆衛生、ごみに関しては続けましたので、これで。

2項目めの地方創生、子育て支援のほうに移っていきたいと思います。

済みません。最初にお断りいたします。国の保育料無償化っていうことですが、これは幼保無償化。幼稚園を含めました幼保無償化ってことでございます。私が勘違いをしました。

では、幼保無償化、幼稚園と保育所ですね。幼稚園と保育所の無償化の対象になる人員。それと、ざっと計算で聞いた話によりますと、上半期、下半期とか分かれて計算がやると。それと、非課税世帯とかもろもろ細かい点があつて、厳格には出せないというのが現状らしいので。相対的な金額で構いませんので、それをまず、わかれば。対象の人数、3歳から5歳、0歳から2歳までの人数と、金額ですね。お願いしたいと思います。

○教育委員会総務課長（基田 雅美君）

それでは、幼児教育の無償化ということで教育委員会は、西阿木名の幼稚園と、あと、カトリック幼稚園に関しましても教育委員会の取り扱いになっておりますの

で、お話しさせていただきます。

まず、西阿木名幼稚園に関しましては、今、3名の方がその対象にはなるかとは思いますが、金額的にも少なくありますので、ほとんど月千円っていうことでいただいておりますので、そういうことです。

あと、カトリック幼稚園に関しましては23名、今現在ですね。全体で、月12万500円、これ大体です。あと、その6カ月分が戻るということで聞いております。

以上です。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、対象となる内容についてお答えいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までは全ての子供たちが無償化の対象となります。0歳から2歳児までについては、住民税非課税世帯が対象となります。なお、今、言ったその無償化の中には、給食費は含まれないということで、制度が動く予定となっております。

では、保育所についてなんですが、未満時、3歳未満の子供たちが今、対象となるのが4名で、3歳以上、3歳から5歳までが85名ほど今現在在籍しております。

国の制度に乗っかって無償化に係る経費としては、上半期の保育所ベースの6カ月で1千300万ほどかかっております。なので、これが半年分ですので、恐らく2千600万ぐらいの、国の行う事業額になるのかなというふうに推測しているところでは。

○8番（秋田 浩平議員）

私、大体1千万から1千200万ぐらいのあれじゃないかなという単純試算で計算したんですが。その、やっぱり聞いたあれがありました。

何でこれを先に聞いたかといいますと、今まで、少子化、子育て支援ってことで、天城町は、徳之島3町の中でいち早く保育料幼稚園無償化を打ち出して、少子化対策の一環としてやってきたっていう経緯があります。

今回、国がこれを3歳、単純に0歳から2歳までを除いても、対象の3歳から5歳の方は、全部無償化見ましょうということで、今度10月からやるということを知ったものですから。そうした場合には、町が今まで補助を出していたお金、これは一体どういうふうにするつもりなのか。どういふふうな形で、今、出ました1千300万という金額を使っていくのかな。ここが一番聞いてみたいところなんです。

まず、町としての考え。単純に上半期で1千300万って出ましたが、これをどのように、この予算を今後使っていくのか。単刀直入に言うと、使っていくのかですよね。これを、課長、総務課長、町長、この順番でちょっと聞いてみたいんですが、よろしいでしょうか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、先ほど事業額と申し上げました。これ当然、消費税が2%増税になって、その分お金が入ってくればという前提つきであります。今現在、国からは、もし——あり得ない話なんですけど、もし消費税が上がって、税収が上がらなければ、それは地方に負担してもらいますよというところがうたわれております。端的に言えば、もし足りなければ、町が負担してくださいという通達をもらっている中で、今、いろんなことを考えさせていただいているんですけど。

今現在、3千700万ぐらい保育料の無償化で使っております。ただ、この分につきましては、地方債を活用しているというところですので、入ってきた丸々全てが保健福祉課で自由にできるとは、まず不可能であろうと。ただ、今現在、子育て支援のところでもうちょっと拡充したいとか、ここは足りないなというところは、実際思っているところがございます。ぜひ、そこについて活用していければと、現場としては考えておるところです。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

昨年までは過疎債でやって、一般財源っていうことですね。それで、今年はこの無償化に伴うっていうことで、過疎債の適用をしていません。一般財源っていうことですので、なるべくなら、財政からするとほかの事業に回したいなというような気持ちもあります。

以上です。

○町長（森田 弘光君）

財政担当はそのようなお考えかもしれないんですけど、やはり財源の裏がありまして、過疎債っていうのを使っていますので、それを充当するかどうかっていうのがまた違ってくるんですけど。私はやっぱりこれ、幾らまた余裕として出てくるか、ちょっと私自身は試算していないんですけど。

やっぱり余裕財源として出てきたものにつきましては、やっぱり住んでよかった、日本一の島——日本一とは言っていないね。満足度ナンバーワンの町と言っていますので、やっぱりそこに使って、そしてやっぱり子育て支援、そして「天城町に来て、天城町は子育てしやすい環境にありますよ」そういった形で、そういう結婚、

妊娠から、中学生、高校生までのいろいろな形での支援の中で、少し薄い部分とか、こういったのが必要だなってところには、充当していければなというふうに私は考えております。

○8番（秋田 浩平議員）

その過疎債、地方債のそこのところが何かちょっと聞こえていたんで、3人に聞きました。

でも、私の考えとしては、この保育料、幼保の無償化は、天城町が子育て支援としてこの徳之島の3町の中で有利に立てる、少子化対策の一環としてやり始めたものだとは私に私なりにそう思っています。ですので、やっぱりこれからも、総務課の、財産預かる身としては、ほかのところにも使えるようにうまく対策はしてあるみたいですが、やっぱりこの徳之島3町の、今の徳之島、伊仙の方々が「天城町いいね」って、今までずっと言ってきた声は私たちも聞いていますので。やっぱり、この金を即ほかの部署に回すというのも、それをやるなって言うのは、やぼです。お互い苦しい事情があって、全部事業やっているわけですから。ですが、やっぱりこの少子化、子育て支援、大きく言えば定住促進。こういうふうな部署にこの金を財源として組み込んでいって、やっていってもらえないかなと。

また、この前、課長とちょっと話したんですが、保育所が無償化になっても、まだ、「子供は私、何歳までは私が育てます」。在宅保育をしている方もやっぱりいるわけですね。それが保健センターで月に何回とか、いろんな。あと、がじゅまるの家さんですかね。あれが月に何回か、1カ月1回か町内で、こういうような子育て支援をしていると。今、保健センターで、今年から大体落ちついてやっているみたいなんです。やっぱり、子育てを自分の手で、3歳まではせめてしたいとかいう方とかはいるわけですよ。やっぱり、そういうところにも手厚くやっていってほしいし。それ以外に、課長にちょっと聞きますが、今の保育所、改修、改築をしなきゃならない状態、これはどうなんでしょうか。耐震からもろもろ含めまして。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

確かに今、各保育所、老朽化が進んで、毎年、窓ガラスであるとか、シロアリの被害であるとか、あるいは建築資材の腐食とかいうところで経費がかかっているところですよ。

今年度、強度調査というのが計画されておまして、その結果を見た中で、また、先だって、去年ですね、子育てアンケートの中で出した経緯もあるんですけども。改めていろんなことを、方向性を考えながらもんでいかなきゃいけないなというふ

うに考えておるところです。

○8番（秋田 浩平議員）

ですので、あと、子供一人一人に対する支援が保育料、幼稚園の無償化だったわけですけども、この金が、来年1年だった場合に3千幾ら出るわけですので、これでもう一気に保育所を、耐震強度から全部もろもろやって、環境整備を済ませてあげて。これをまた先延ばしにしたらした分、また経費はかかるんじゃないかなと思うんですよ。

ですので、子育て支援は3歳から5歳までと、0歳から2歳までの非課税の方は国が見ると言ったわけですので、今度は、その園児、子供たちの環境整備をまずやってから、この国の補助で出る金を、ほかの部署に使うっていうような形はとれないのかっていうことが、今回の私の考えなんです。この件に関してはどうでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

あと1点、ちょっと前置きさせてください。がじゅまるのお話が出ましたので。私、がじゅまるの代表の方、いろんな会合で遠くでは会っているんですけど、直接お会いしたことはなかったんで、話ししたことなかったんですね。

それで、この間、天城町の子ども・子育て会議っていう会議があって、そこでちょっと小さな会合だったもんですから、会う機会がありまして。その前に、私が呼んだんじゃないですけど、町長室にみえたんですね。その代表の方が。そして、ちょっとお話をしました。そして、今、防災センターでやっている活動、そういったことに対して私はお礼を言いました。

そして、もう一つ私はお礼を言ったんですね。その活動が地元の新聞に載ってまして。私たちが、秋田議員とか我々が、天城町はこうやって子育て先進的だって、自分たちだけで自己満足、自分たちだけで言い合っても余り意味がないなと思っていたんですけど、その代表の方が、その地元の新聞に——その方は徳之島町の方ですよ。「天城町は子育てのしやすい環境ができていて、非常にいい」と。それで、「一生懸命自分たちも応援していきたい」ということを、その新聞のコメント書いてあったもんだから。

やはり、外の人が「天城町はいい」と言われるっていうと、こっちも大変うれしくなったもんですから。その方に、そういう話で町長室でちょっとお会いして、協力していただいていることに対してお礼を言ったのと、そういうコメントをしていただいておりますということをお話しさせていただきました。

「いやいや、自分たち、できるだけ協力していきます」ということでありましたので。

そういう中で、さっきの話でしたけども。やはり、ハードな面はハードな面で、私たち、しっかりと財政は確保していきたいというふうに。それはまた、近い将来はどうしてもそこは避けて通れない課題であるだろうなと思っています。

そういう中で、私とすれば、今、結婚、妊娠から子育て、そして中学生、高校生までのいろんな面で、まだまだ弱い面があるかと思っていますので、そういったソフトの面に、もう少しやっぱりしっかり力を入れて、本当に名実ともにみんなが実感できるような、そういう環境ができればなと思っています。

また、いわゆるハード面、その施設については、しっかり財源も探しながら、確保しながら、来るときには備えたいというふうに私は考えています。

○8番（秋田 浩平議員）

今の町長の言葉を聞いて、少なからず安堵しているところであります。

まず、今まで一步上の土俵で、私たち、子育てやっていたわけですけど、今度は同じ土俵に立つわけです。その子供たちの子育て支援を続けていく中で、今度は質を落とさないやり方を模索しなきゃいけない時代になっていくと思います。

この保育所だけにかかわらず、今、言いました、私たち中学生の医療費まで無料にしていますが、今から高校生までの医療費の問題も考えなきゃいけないだろうし。今、障害関係とか妊産婦もろもろ、障害児、いっぱい手助けする部分はまだ残っていると思いますので。大分、天城町は上に行っていると私は認識していますが、まだ足りない点が、町長のおっしゃったとおり多々あると思います。

ですが、やっぱり今の町長の言葉で、私が言わんとしていたこの子育て支援、これが一つ出ても、定住促進でアピールできる施策じゃないかなと私は思いますので、ここのところは、また執行部のほうでよくよく考えてやっていってほしいと思います。

2項目3点について質問させていただきましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（武田 正光議員）

以上で、秋田浩平君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。あすは午前10時から開会いたします。本日はこれで散会します。

散会 午後 3時08分